

第七十一回国会
衆議院
法務委員会

議 録 第二十六号

昭和四十八年五月十一日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 稲葉 誠一君

理事 青柳 盛雄君

井出 太郎君

加藤 紘一君

千葉 三郎君

松本 十郎君

佐藤 親樹君

日野 吉夫君

山田 太郎君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

公正取引委員長 高橋 俊英君

法務政務次官 野呂 恭一君

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省入国管理局長 吉岡 章君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省証券局長 坂野 常和君

中小企業庁次長 森口 八郎君

委員外の出席者

議員 横山 利秋君

法務省民事局参事官 田邊 明君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員の異動
五月十日

第一類第三号

法務委員会議録第二十六号

昭和四十八年五月十一日

辞任

羽田野忠文君

山田 太郎君

同日

辞任

鈴切 康雄君

同日

辞任

保岡 興治君

赤松 勇君

榑 兼次郎君

同日

辞任

加藤 紘一君

佐藤 親樹君

田中 武夫君

補欠選任

原田 憲君

鈴切 康雄君

同日

補欠選任

山田 太郎君

同日

補欠選任

加藤 紘一君

田中 武夫君

佐藤 親樹君

同日

補欠選任

保岡 興治君

榑 兼次郎君

赤松 勇君

五月九日

刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、衆法第三三三号)

同月十日

出入国法案(内閣提出第九二号)

は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

株式会社(の)監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三三号)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、衆法第三三三号)

出入国法案(内閣提出第九二号)

○中垣委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上三法案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 大臣、去る三月三十日の暫定予算総括質問の際にお約束いたしましたように、あらためて法務委員会へ参りました。そしていまから商法の一部改正法案外二件について御質問を申し上げます。

その前にいろいろと質問の關係上用語と申しますか、概念をとらえておかないといふと話がちぐはぐになつてもいけないので、まず質問中に使うところの用語あるいはそれに対する概念をはっきりしておきたいと思ひます。

そこで、まず企業と会社、ここで私は会社というより法人といふことではないかと思ひます。まず企業について、あるいは会社、法人等との關係において、企業をどのように把握しておられるか、企業の定義と申しますか、どのように把握しておられるか、それから伺ひたいと思ひます。

○田中(伊)國務大臣 たいへん先生のお尋ねは具体的でむづかしい御質問でございますけれども、専門家がおりますから民事局長から先に……。

○川島政府委員 企業と一般に言っておりますものは企業体をさすものであらうと思ひます。企業の主体ですね。企業といふのは事業、主として營業を行なう主体、それを企業と一般に言っております。ただわれわれが言います場合には、先ほど仰せになりましたように会社であるとかあるいは広く法人であるとか、そういうものが事業主体と

してとらえられる場合にそれを企業というふうに言っております。

○田中(武)委員 そのように把握しておられるならその上に立つて御質問しますが、私は企業と会社といふものは、この概念においては企業のほうが幅が広い。なぜならば個人企業といったようなことばがあります。あるいは營業という点を離れて公營企業といふことばもあります。しかし、われわれは普通会社とか法人というよりか、むしろ企業企業と言つておりますので、質問の中で企業といふことばを使ひますが、それは本法におきましては会社、ことにこれは株式会社に關連しますから、そのように理解していただきたいと思ひます。

そこでまず伺ひたいのですが、それは、それでは法人とか何か、法人も一つの団体である、したがって団体と法人との相違点はどこにあるのか、ひとつこういう点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○川島政府委員 団体と申します場合には人の結合体、一定の目的に従つて結合してゐる人々の集団、これを団体と呼んでおります。法人といふのは自然人、個人ではなくして權利の主体として法律によつて認められてゐるものが法人でございます。団体と法人との關係でございますが、団体は法人格を認められておる場合もございますし、認められていない場合もございます。したがいまし法人よりも団体のほうが範圍が広いといふことになるかと思ひます。

○田中(武)委員 したがってここでは企業、こういうことばを私使いたいと思ひますが、この法律に關する点においては会社、ことに株式会社というように理解していただきたい。そして団体と法人との關係ですが、これはおっしゃる通りに法人も団体の一つである、しかし、といつてもその中で法人には社団だけでないに財団がありますね。

これを団体というのかどうか、いかがでしょう、それも含めて。ともかく民法の規定によって権利の主体となるものだ。そこで、それでは自然人でないいわゆる法人を法律上権利義務の主体としてみなすということについては、これはいろいろな学説がございますね。いまさら私は、擬制説、實在説、否認説等々について論議をここでやるうとは思っておりませんが、しかし、必要に応じてそういうことが出てくることを、あらかじめお含み願いたいと思います。

その前にひとつ、どうでしょう、大臣、法人についていろいろ学説がございますが、大臣はどういう学説にお立ちになって御答弁されますか。それによって私の質問も方向を変えなくてはならぬ。擬制説でおいでになるんだしたら實在説で尋ねていく、實在説でおいでになるなら擬制説ないし否認説で尋ねていく、こういうことになるのですが、どういうようにまず大臣はお考えになっておられますか。

○田中(伊)國務大臣 擬制説は、御承知のとおり、自然人だけが権利の主体となるんだ、したがって、法人は権利の主体となるためには擬制によって権利の主体となし得るんだというふうなこの考え方ですね。その考え方には私は賛成せないほうでございます。法人といえども権利主体として実在するものという考え方に立ちまして、實在説をとるほうでございます。

○田中(武)委員 日本は、これは言うまでもなく、そちらさんの方が御専門ですが、日本の法体系、ことに民法は、大陸系の法体系だと思っております。したがって、實在説の上に立っております。大英米系が擬制説だと思えます。またあとでそういう議論もいたしたいと思えますが、最近また擬制説ということについても相当な有力な学者も出てきておるようです。そういう点はおりに触れ申し上げたいと思います。

そこで、民法の規定によりまして、いわゆる法人は法令及び定款の定めるところによってのみ存在するといふか、行為能力を持つ、こういうこと

になりますと、この理論を推し進めていくならば、これは擬制説ですよ。法令は別として、定款に定められた範囲だけで存在するものである。行為能力を有するものである。しかし一方、民法においては、いわゆる法人の不法行為及びその理事者の責任について規定がありますね。一々条文を読み上げませんけれども、あります。そういったところ、この点においては實在説のようにも思います。しかし、法令に従い、定款の定めるところにおいてのみということになると、擬制説も考えられる。それはともかくとして、したがって、まあいろいろ議論が起きますが、いわゆる法人の行為能力、ことに不法行為能力については、どのようにお考えになっておりますか。日本の民法は、法人には不法行為能力はないという上に立っております。それが、それが、判例も見当たらないと思うのですが、そのような点について、法人の行為能力、不法行為能力について、どのように把握しておられますか。

○川島政府委員 民法は、法人の行為能力につきましては四十三条、不法行為能力についてはたしか四十四条だっただけだと思いますが、それぞれ規定いたしております。それも、擬制説の立場に立って解釈するか、實在説の立場に立って解釈するかというので考え方は違いますが、いずれにしても、いづれにいたしましても、法人そのものが権利の主体として、つまり権利義務の帰属者としてなされる行為があるということは認めておるわけでございます。そして、そういう法人が社会的にいろいろ活動してまいります場合に、目的の範囲内で法律行為をなし得るし、また外観上法人の行為と認められるような行為であれば、それが他人に損害を及ぼしたような場合には不法行為として評価される、こういうたてまえをとっておるわけでございます。擬制説をとらうと實在説をとらうといずれにしても、明文の規定があるわけでございます。これを根拠として法人の行為能力なり不法行為能力なりというのは認められるということにならうと思えます。

○田中(武)委員 おっしゃる通りに、四十三条、そして四十四条に不法行為の問題があります。不法行為能力を民法は認めていますか。ただそのことについて法人にも責任があるということですよ。認めていないですよ、あなた。やりますか、論争を。ただ、擬制説をとった場合は、その理事者というか、それがやった行為が法人に帰納することについて代理の概念で説明する。實在説をとった場合には、いわゆる機関の概念で説明する。というだけの違いであって、不法行為については民法は認めていないと私は思うのですが、認めていますか。そういう判例もありますか、お示し願います。

○川島政府委員 法人の不法行為能力というものをどういうふうに法律的に理解するかという問題はあるわけでございます。おっしゃるとおり、擬制説に従った場合には、法人の本体というものはないのであるから、代理人が行なうのであって、代理人の不法行為はあっても、法人の不法行為はないということになるわけ、したがって、法人の不法行為による責任というものを認めた規定というのは、法人自体の不法行為を認めたことではなくして、法人のいわば政策的な配慮によってそれと同じような効果を与えるということになるかと思えます。それから實在説によりました場合には、法人というものが実体があり、それは機関を通して行動するのであるから、したがって、不法行為をなし得るという解釈も成り立つのではないかと、いふふうに思うわけでございます。が、しかしそれは先ほど仰せられました目的との関係とかいろいろ問題もございまして、むずかしい問題かと思えます。

○田中(武)委員 あなたはもうちょっと考えなくちゃならぬですよ、民事局長という重責にあるなら。いいですか、法人は法令に従い、定款のみ行動範囲を持つのです、定められた範囲内において。そうでしょう。不当あるいは不法行為ということについては、そんなことを定める定款はないですわね。したがって、ただ法律によって、その

理事者が行なった行為が不法行為であった場合に、その責任を法人が負うということですよ。それは先ほど来あなたも言っておるし、私も言っているように、擬制説の場合には代理の概念でこれを説明する。實在説の場合は、これは有機体としての法人を認め、そうしてその法人の機関としての行動として把握するわけです。そうでしょう。したがって、いづれにいたしましても、私は民法上も、法律によってそれは責任があるとしておるけれども、法人それ自体は不法行為能力はない。判例もしたがってそのようなことはないはずなんです。

なぜこれを行うかと申しますと、これから順次議論を展開してまいります、監査制度を改めて云々ということなんです。ところが私はそれ以前に、理事者たる、株式会社でいうなら取締役というかあるいは取締役会というか、この執行機関の行動なり判断が問題である。そういうところ、いま不法行為能力を法人が持つのか持たないのか、まずはっきりしておこうと思うのです。私はないと断言します。これは、法律によって、民法四十四条によって、これはいづれの学説をとろうとも、不法行為能力はないんだが責任はありますよというの、四十四条の趣旨だろうと思うのです。違いますが、どうですか、教えてくださいますか。おまえはこの点が間違っておるというなら、ひとつ教えていただきたいと思えます。

○川島政府委員 仰せのように考える考え方が普通であらうかと思えます。ただ、法人の不法行為能力あるいは権利能力との関係において学説はいろいろございまして、したがって、法人の實在説から出発いたしまして法人の不法行為を認めるといふような考え方もないとはいえないようでございます。私、ここでどういう考え方をとるかということをおし上げる立場にはございせんが、先生のようなお考え方が比較的支配的であらうと思えますけれども、学説の中にはそうでないものもあるというところをおし上げておきたいと思えます。

○田中(武)委員 ここでこの論争をしてもいいの

ですが、まだどこかでやることもあらうと存じますから、次にいきます。

いま、法人たる株式会社である商社等々が、買収しめ等々が大きな社会問題を起しておる。こういう場合に、これは一体会社、いわゆる法人なのか、そういうことをやらしめた、あるいはそういうことをやらうとせめた理事者、この場合は取締役会といいますが、あるいは社長なりそれぞの担当者といいますが、そういうものの責任というか、そういうことになりませんか。なぜそういうことを言っておるかという、こういう買収しめとかいろいろな問題を次々出してまいりますが、これはどのように把握しておられますか。

と同時に、ついでにこの際伺っておきますが、商法でいうところの支配人、使用人、ふつう社員とか工場長とかいろいろあるでしょう。あるいは商社の場合には支店長とかなんとかあるでしょう。そういうのがかかってやった場合、そういうようなことによる不法行為、これは一体だれが責任を持つのか。それは、一つ一つの具体的事実がなければ、あるいは因果関係がはっきりしなければ云々と答えるに思いますが。しかし法務委員会ですから、法律的にいさまじょう。支配人、使用人の行動に対して法人は、いかなる責任を持つか、お伺いします。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

○川島政府委員 業務の執行機関というのは、いまの場合で申しますと取締役会で、具体的な代表権というのは代表取締役が持つておりますけれども、支配人も一定の限度においてはその法人の業務をまかされておるものでありますし、それが法人を代表する立場でもって一定の行為をした、その行為の責任というのは、これは民事的な責任という関係から申しますと、やはり法人に帰属することになるかと思えます。ただ、不法行為の関係でございまして、これは民法にもございまして、理事者の責任というものがかぶってくるかどうかということによって判断されることになるか

と思ひます。

○田中(武)委員 使用人の場合は同じことですか。使用人と支配人とは同じように解していいですか。いかがです。

○川島政府委員 支配人も使用人でございますから、やはり同じ立場にあると思ひます。

○田中(武)委員 たしか商法には支配人、使用人ということばを使って、明確にその権限なり区別してあります。同じように解してよろしいですか。しかも、いま支配人というのはほとんど使っていないかと思ひます。工場長とか支店長とか、これが取締役である場合もあるし、ない場合もある。そうかと思うと、バーのマネージャー、俗に支配人。だから、これは一がいにいえないと思うのです。しかしいづれにせよ、それらの人のやった行為は法人に帰納する、このことだけは確認いたしておきますが、そうでいいんでしょうね。

○川島政府委員 そのとおりでございます。

○田中(武)委員 そこで、法人論というか、このことはまだ近代法律学において一大論争の種ですね。それはなぜかという、ローマ法学の中で法人論が十分熟していなかったというか形成せられていかなかったというか、一方、社会情勢というか経済情勢に因じて、いわゆる法人、会社等々が経済あるいは社会活動における大きな手としてどんどん発達してきた。そこで、はっきりとした理論が形成せられないうちに、一歩実際活動が先行していったというところに、いまだに近代法学における一大論争の種になっておることは御承知のとおりであります。

たとえば、いろいろな団体が契約をする。先ほどの話の場合は、法人格を持たない場合は、その団体代表者の、あるいは役員若干名の共有というようなかっこうで権利の主体になる、あるいは連帯保証というようなかっこうで義務の主体になるというような方法がとられておると思うのですが、ところが、そういうようにして、一方の法律上の法人論というものははっきりしないうちに、社会活動、経済活動の面においてどんどん手を広げ、

契約をやる。権利の主体あるいは義務の主体となつて発展してきた。そこで、そのつどつど、それを合理的に裏づけるために、時には擬制説を使う、時には実在説を使う、あるいは否認説を使うというふうなことから、その場限りでやってきたかと思ひます。

そうじゃないですか。それが今日の、ローマ法からゲルマン法、今日に至って、まだ法人の人格ということについて、もっといふなら法人の基本的な議論が十分に定着してないところにあると思うのですが、実情どう思われますか。そのつど、そのつど適当に、この場合は実在説で説明したほうがいい、この場合は擬制説だというふうなことでやってきた。判例だつてそういうことになつておると私は思うのです。たとえば不法行為に対して理事者が責任を持つ場合、理事者一人が、その行為をやつた者が持つ、あるいはこれが取締役会の決定に従つた場合は全体が連帯責任を負う。しかしそれが取締役会等の意思決定に基づかなかつた場合でも、これは連帯して責任を持たねばならぬという判例も出ています。その説明を、そのときの判事さんというか、学者というか、それぞれ適当な理由づけをしてきたところから原因があるかと思ひます。いまここで、いかに大もの法務大臣といえども、これに対してびしやりとした定説は下せないと思ひますが、あればお聞かせ願ひたいのと同時に、私はそういうところ、に、いまだに法人論というものが定着してないかと思ひますが、その点いかがでしょう。

○川島政府委員 たいへん深いお考えでございます。私もおつしやる御趣旨はまことにそのとおりであらうと思ひます。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

確かに法人をめぐる法律関係というのは一つの理論だけで解決するには非常に複雑な問題が多過ぎるというふうに思ひます。法人擬制説で説明する場合、実在説で説明する場合、それぞれの長所と短所がございますので、学者の中にも擬制説、実在説それぞれに一面の真理があるということを

述べておるような人もおつたと思ひますが、先生のおつしやいます御趣旨もそれと同様であらうかと思ひます。そういう意味で先生のお説には、私たいへん同感でございます。

○田中(武)委員 政府自体も混同がある。まだ大蔵省、あとでいいというので来ておられますが、大蔵省あたりで法人税等の税金の問題では擬制説をとつておるのです。これは間違いないうちのうです。あとでまた大蔵省が来たときにその議論をやりますが、しかしいま、これはもちろん御承知と思いますが、大臣もおつしやつたが、実在説をとつておられる。ところが、今日英米法の法人理論、いわゆる擬制説が近代法の法人格の説明あるいは法人の技術的性質の側面が強調せられて、むしろ取引を単純というか、取引関係等に重点を置いて、擬制説のほうが強くなつてきたというか、これは特にアメリカあたりなんです。そういうことも見のがすことができないかと思ひます。ここでも何かも法人の理論を定着せしめる必要はないかと思ひますが、そういう有力な擬制説もまた見捨てるのができないかということだけは認めねえと思ひます。

そういう場合、民法の七百五十五条ですか、いわゆる使用人の行為が法人の責任に帰納するということについてのこの規定は、私は近代社会というか、現在においてははもう間に合わないというか、手ぬるいというか、と思うのです。したがって民法の七百五十五条を改正ということではなく、まあ、してもいいと思ひます。少なくとも商法においては、民法七百五十五条よりもっと私は幅の広い規定を置くべきではないか。そうでなかつたら、民法七百五十五条、なんでしたらちよつと借りてお互いに論議してもよろしいですが、見てもらつたら、御承知のように、いまの現代に七百五十五条で説明がつくか。そんなことでは間に合いませんよ。たとえば選任に瑕疵がなかつたらいいのだとかいったようなことであるならば、今日のような、ことに商社等々の問題あるいは公害等の、会社というか企業責任追及の場合において間に合わ

ぬ。いかがでしょう。民法七百十五条では説明がつかない。時代おくれである。したがってこれを改正するか、少なくとも商法においてこれの特例を設けるというか、商行為というか、会社、企業活動において云々の場合、もっと近代化した、そういうように改正する必要があると思うのです。それがむしろいま提案せられておる商法の改正よりかより急務ではないか。粉飾決算云々といわれている。なるほど私否定するものではありません。がしかし、いま問題なのは公害であり、買い占めであり、投機である。それを行なっているのは被用者である、使用人である、社員である。これを命令しておるのは、出どころは取締役会かもしれないが、具体的に命令しておるのは課長であり、部長であるという、それがいま言ったような民法七百十五条で救えるかどうか。救えないでしょう。ならば、現代に合ったように改正するのはいまのこの改正よりか、そういうところを改正するのが急務じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○川島政府委員 非常に深く御研究になっておられるお話でございます。私も傾聴して伺ったわけでございますが、御承知のように、民法七百十五条、使用者責任の規定でございますが、これは会社と使用人の場合だけでなく個人の使用人の場合も含むわけでございます。それで、この規定の適用につきましてはいろいろの場合に応じて使用者に責任を認めたほうがいいと思われる場合もふえてきておるわけでございまして、実際の判例におきまして、使用者が免責を受ける場合、これは選任、監督について重大過失がなかったということがあげられておりますけれども、御承知のように判例ではこれを非常に厳格に解釈いたしました。特に被用者が違法行為をやったような場合には原則として使用者には監督上の責任があるのだというふうな解釈のもとに運用しておりますので、現在の規定によってもそういう判例の立場でまいますと、かなり実情に即した解決が得られにくいということになるかと思ひます。もちろん

ん、法人その他特殊な場合につきましてさらに責任を強化するような規定をつくるということも考えられないではないと思ひますが、しかし現在の七百十五条自体もかなり使用者に対して重い責任を課しておりますので、この規定によってそれほど大きな不都合というものは生じていないのではないかと考えております。

○田中(武)委員 ところが生じておるのですよ。生じてくるのですよ。ご承知のように、これは大気と水だけですが、公害については無過失責任、これは完全なものではないが、法律ができていますね。これは民法の七百十五条はそれでいいとしても、商行為によって生じる場合、いわゆる営業というか、あなたが最初企業と言ったその活動によって生じる場合、ことに公害等々についてはこれは救えないのです。したがって私は、民法の改正はともかくとしても、商法においてはなおこれに従った改正のほうが、今日提案せられておるよりかより社会的に重要ではないかというものが私の主張なんです。

そこで、解釈論であります。大臣にお伺いします。大臣、いかがでしょうか。なるほど過失責任というこの上に立っている日本の民法です。しかし、もうそれでは世の中はやっていけない。ことに公害等々につきましてはもう別の法律で無過失ということが出ておる。私は去年公害のほうの委員長をやっております。この無過失法といいますが、実は大気汚染と水質汚濁のほうの改正だったわけですが、そのときの質疑を聞いておりましたら、判例が出ておるからということ、その当時法務省から来ておった何とか参事官がよく申しました。法務省とか裁判所あたりは、判例ということをよくいいます。しかし、英米法系ではとにかくとして、大陸法系をとっている日本においては、判例が幾ら出ても、それは慣習法にはならないのです。法源とはなり得るが、慣習法として定着はしないわけなんです。したがって、やはり明文が必要だと思ひます。立法論として、商法に

おいて民法七百十五条から過失ということをはずすような方向の改正をする必要があることを私は重ねて強調したいのですが、法務大臣、いかがでしょうか。

○田中(伊)国務大臣 これを省きますこと、なかなか容易な技術ではむずかしい問題と私は考えます。民事局長から一応私にかわって答弁をさせます。

○川島政府委員 問題が実は二つあって、混同するといけませんので、区別してお答えしたいと思ひます。第一は、法人の理事者、つまり会社で申しますと取締役が不法行為をやった場合、それから第二は、そういった機関ではなくして、その機関の使用人である支配人その他使用人が不法行為をやった場合。(田中(武)委員「私の聞いておるのは後者ですよ」と呼ぶ)後者でございますか。後者につきましては、民法の七百十五条は、御承知のように、一応は無過失責任というたてまえをとっております。ただし書きがございまして、「相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス」、この限度で過失責任というものを取り入れておるわけでございまして、これは、単純な過失を要件として認める場合に比べますと、かなり責任が重くなっているわけでございます。したがって、これ以上さらに責任を重くすることが妥当であるかどうかという点につきましては、場合にもよるかと思ひますけれども、相当慎重な考慮が必要ではないかというふうに思ひわけでございます。

○田中(武)委員 役所の中でもことに法務省は、やはり体制維持という上に立つので、体制内答弁をせられるのは当然だと思う。しかし、ただし書きで、「相当ノ注意」云々については「此限ニ在ラス」ということはあくまでも例外なんです。選任において過失がなければ責任を免れるということが原則なんです。ただ「但」で、無過失論をとっておるとまではないかぬと思うのですが、無過失ともとれる規定がある。しかし、一方、公害においてはそういう方向に行っておるし、また判例

もそういう方向に行っておるのですよ。だから、判例があるからということをよくいわれますが、私が言わんとするのは、判例が幾ら出ても、それは法ではないですね。下級裁判所等々を縛ることもしれぬ。ところが最高裁、上へ行くときまだ古い感覚が残っているのです。いまそれを私は云々しません。その原因は、言うまでもなく、終戦後、財閥、軍閥等々を解体した。ところが、さすがにアメリカというか、司法だけに手をつけなかったのです。だから、天皇の名において裁判を行なうという頭の裁判官がまだ上のはうにずらりおるわけなんです。したがって、下級審において相当進歩的な判断が出て、上級審においてくつがえされる。

そういうことは余談ですが、体制内としてあなたはそうおっしゃるけれども、商法では少なくとも民法七百十五条をもっと上回る無過失の規定を置くべきではないか。そうでなかったら、今日、公害その他企業活動が国民生活に大きな危機感を与え、ことによったら人命にまでかわるような時代においてはもう間に合わないじゃないか。私が主張するのは、先ほども言ったように、今日、この改正よりかむしろそういう方面、さらに議論を進める中において、監査制度を強化するということがよりか取締役会あるいは理事者にもっと重い責任を持たすということのほうがより大事である。こういうことをあとの質問で逐次展開していきますが、大臣どうですか。これは解釈論じゃないのですから。私はそのような必要があることを強調しておるのです。大臣どうですか。大もの大臣として、ひとつ御意見を伺いたいです。この条文では、現在の企業活動という法人活動については間に合わない。ことに公害の問題等を例にとった場合は明らかであります。いかがでしょうか。

○田中(伊)国務大臣 たいへん熱心、広範囲に御研究になっておる御意見でございますが、この問題はなかなかむずかしい問題であると考えます。一応の見解を民事局長から答えさせていただきます。

○田中(武)委員 立法論だから。解釈論ならいい。

○川島政府委員 私、立法論は差し控えさせていただきます……。

理事者の責任といたしましては、株式会社の場合には二百六十六条ノ三という規定がございます。「取締役が其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ」これこれ。その後段に、特定の事項については——これは解釈上無過失責任であるという解釈がなされておるわけでございますけれども、特定の書類に虚偽の記載をしたとか虚偽の登記または公告をしたというような場合にについては、さらに重い責任が課せられる。こういうことでありまして、そういう趣旨の若干の特則が設けられておるわけでございますので、責任の問題につきましては、そのほかいろいろ御指摘のような問題があらうかと思ひますけれども、その点につきましては、商法の改正は法務省としては法制審議会の商法部の御検討をいたしておりますので、いずれ取締役その他の問題につきましても法制審議会でもって検討が加えられることにならうと思ひます。取締役の問題その他につきましても、今回の改正の後にさらに法制審議会の商法部におきまして検討が加えられることにならうと思ひますので、その際に責任の問題につきましても十分な検討が行なわれるというふうに期待しておる次第でございます。

○田中(伊)国務大臣 今回出しております法案のほかに、取締役会の構成、運営をめぐる問題、もう一つ大事なことは、株主総会の機構、運営に関する問題、これらの問題はあわせて技術的な大改正というものを私の諮問機関である法制審議会に実は諮問をして、先ほど申しますように商法部会を設けまして、検討しております。

そこで、妙なものの言い方になって恐縮でございますが、ただいま先生の御所見を承りました。この問題も、検討してもらわねばならぬ問題の重要な課題と私は思うわけでございます。そこで、この問題について大臣はなぜひものを言わぬ

のかということを感じに仰せをいただくのでありますけれども、どうも法制審議会に諮問をしておきながら、別個に、おれはこう改正すべきだと考えておる、改正まことにございまして、これをいまして話をしたいのであります。これをいまして、申し上げぬのでございますが、重要課題としてぜひ検討をしてもらいたい、こう考えております。

○田中(武)委員 取締役ないし取締役会の構成とか問題については、質問の先に入っていく予定なので、いま法制審議会さんぬんと言われておるが、ちょっと結論が出て、——そんなに早く出ないのじゃないですか。私が言わんとするのは、これは結論になるのですが、基本六法の一つである商法なんというのをこういう改正でなくて、これはもう別な立場、証券法等でやってしまつて、商法の改正はもうとがとちりと、それもしかも早くやらないさい。たとえば刑法の改正はどうなんですか。刑法改正草案なんというものは、もう三十五、六年前のわれわれ学生時代から出ておったわけですよ。もちろん、戦争という時期があつて停滯しておつたのだらうと思うのですが、いまだに出ないじゃないですか。同じように、商法の抜本的改正を諮問をやつたつて、そう簡単に出来せんよ。もちろん、商法はその後かなり、手形、小切手については大改正がなされたことも承知しております。だが、相当根本的、広範囲な改正を私は望みたい。これは各論に入つてから触れるつもりでございますが、今日のこの改正よりもっと重要なことをやってやるべき問題がたぐさんあるのではないかということ、逐次私の質問の中で明らかにしていきたい、このように思ひますので、これはそのときにもう一べん議論をいたします。

そこで、法人格の問題の中でひとつ税法で議論をし、またお考えを伺つておきたい問題に、法人格の乱用という問題があります。今日あらゆる面において権利の乱用ということが問題になつてお

りますことは御承知のとおりです。ところが、この法人格を乱用するのが、この場合は会社、株式会社と理解していただいたいと思うのですが、いろいろある。

まずその第一は、設立に際してこの人格を乱用する場合。たとえばそれは個人の事業税と法人税との関係あるいは譲渡所得税をのがれるための現物——不動産を売つた金で出せばそこに譲渡所得税等の税金がかかる。そこで現物出資という方法が講ぜられる。このことは常に行なわれておる。これは法人設立、会社設立に対しての法人格の乱用の一つだと思ひますが、大臣、どうお考えになりますか。同時に、大蔵省、見えていますか。主税局長、どのようにお考えになりますか。これは法人格を乱用して、税金対策と私は見るのですが、どうですか。

○高木(文)政府委員 現在、税法上株式の譲渡所得について非課税ということになっております。この関連上、御指摘のように土地を譲渡すれば課税になる。そこで出資をして、そしてその株の譲渡の形式をとるということがこれまでも行なわれてきたわけでございます。それは一つには、ただいま御指摘のように法人の設立がきわめて自由であるということから出てくる問題であり、つまりある意味においてはおっしゃる通りに法人制度の乱用の問題というふうには理解されると思ひます。同時に、それは税法上の問題でもあるわけでございます。同時に、それは税法の面でもこの問題については一部手当は行なわれてまいりましたが、なお十分でないという現状でございます。その現象は、御指摘のように法人制度の乱用であると同時に、税制の一部の不備といえますか、その間を縫つたものということができるだらうと思ひます。

○田中(武)委員 法務省はどうですか、そういうことでの乱用については。

○川島政府委員 先生の仰せになるような実情があるというところは、私も話には聞いておるわけでございますが、現在の商法の株式会社制度、これが税制その他との関係でいろいろ乱用と申しま

すか、利用と申しますか、用いられておる。このような形が必ずしも好ましいものではないということも事実であらうと思ひます。それにつきましても商法の株式会社制度自体にも問題がないとは言えない。たとえば現在の株式会社法はきわめて簡単に株式会社を設立することができるようになっております。外国を見ますと資本の額に制限がございまして、少なくとも一千万円程度のものでなければ会社として設立できないといったような制限が設けられておるわけでございますが、わが国の場合には、少ない場合には、よくいわれますように三千五百円の資本金で株式会社を設立することができるといったような実情でございまして、そのために、株式会社が非常に安易に多数設立されるという実情でございまして、こういう点につきましても何とか考えていかなければならない問題があらうと思ひます。しかし、現実には株式会社の数は百万をこえておりまして、この現在ある株式会社をどうするかという問題になります。とさらにいろいろ制度的にもむづかしい問題が出てまいりますので、こういった点につきましても将来法制審議会でも十分検討していかなければならない、かように考えております。

○田中(武)委員 この乱用が、いま言つたのは設立に際してです。今度は経営に対してもたくさんあります。たとえば商号を貸す。これをよく名義料とか看板料とかいって取つておる。これもすなわち商号の使用料を取つておるという一つの法人格の乱用です。ことに経理面においてはこれがたぐさん出てまいります。この改正の一つの問題である粉飾決算等々も見方、考え方によれば法人格の乱用です。さらに問題なのは、新株発行やあるいは自己株の保有。きのうの新聞でも出ておりましたが、あえて同僚のことを私はやり玉にあげようとは思ひませんが、幽霊会社をつくる。子会社の手等々によつて、商法が禁止しておるところの、あるいは証券取引法上の脱法行為が、法人格利用によつてというか乱用によつて堂々と行なわれておる。そういう点はたくさんございます。

そういう点についてもこれは法人格の乱用という点でどう考えられますか。

○川島政府委員 いろいろな面で乱用の問題を御指摘になったわけでございますが、この問題につきましてはそれぞれ事柄に応じた配慮なり対策というものを立てていくのが必要ではなからうか、こういうふうに思うわけでございます。たとえば商号権の問題につきましては、今回休眠会社の整理というのを考えております。これも一つの商号権の問題に対する解決の方法とならうかと思うわけでございます。

それから粉飾決算の防止につきましては、監査役の監査機能の強化といったようなものを考えておるわけでございますし、自己株保有の問題その他、これは商法自体で現行法の規定以上に整備を要するものがあるかどうか問題でございましてけれども、法制審議会でもときどきこの問題について議論がされております。そういうふうな、それぞれの問題につきましても個々の対処していくことが必要であるというふうに考えております。

○田中(武)委員 ときどき議論をせられておるといふのですが、これはすべてがそうだとはいわなければ、やはり自己株の保有というのを利用する従業員持ち株制度というようにことを利用して行なっておる。私はすべてがそうとは言わぬが、あり得ると思います。これも法人格の乱用です。そういう点はどうなんです。あり得ると思ひますか。

○田邊説明員 御指摘のように従業員持ち株制度といふものが発足しましたときに、先生の御指摘になる問題を法務省としては一番問題にしたわけでございます。幸いにしてその後の運用はおっしゃるような実質的な自己株取得になるような形式のものが出てまいっております。しかし、従業員の福祉を目的としてあの制度が発展してまいりますと、将来には非常に大規模なものになりますれば、おっしゃるような弊害が出てくる、私どもはそう考えております。

その他、先ほどの新株発行の問題も、最近の時

価発行の隆盛に伴って、おっしゃるような弊害、つまり株主にそういうものを還元するというたてまえでの時価発行というものでなくて、企業が安易に資金調達をするという方向だけでこれが隆盛になるといふことは問題がある。

それから、お尋ねの自己株の保有そのものの問題ですが、法制審議会にも実は今回の商法改正の機会に、実際界からは現行の自己株保有禁止を緩和しろという強い要請が出たわけでございます。しかし、法制審議会の審議は、現行法でもその歯どめが十分でないのではないかとこの点でむしろ改正に消極的であったわけでございます。そういう実情でございまして、事務的な御報告をいたします。

○田中(武)委員 私はいわゆる経営民主化ということで、従業員が株主になるということはいいことだと思ひます。だが、常にいいことを乱用する、悪用するというのが世の中です。そういうものに対する歯どめは考える、あるいは監督、指導を考へていくのが政治である。あるいはこの場合には法務上の行政であらうと思う。まだ、法人格の乱用に、今度は総会の場においてそれがあつた。これは国会でもそうですが、総会において多数決の乱用です。しかも今回の改正では、累積投票の廃止等々を含めて少数株主の権利を剝奪しようとしておる。これは法人格の乱用に對するむしろ逆行ではないかとも考へるのですが、この点いかがですか。

○田邊説明員 累積投票の改正につきましては、前回にも……。

○田中(武)委員 またそれは別にやるけれども、少数株主の権利の剝奪……。

○田邊説明員 御指摘の点は、先ほど大臣が答弁いたしました株主総会の実は問題でございまして、世上問題になる一株株主の問題も含めて、いわゆる少数株主の処遇というものが現在の株主総会の実情ではたして現行法は十分か、こういう問題であります。それらをひっくるめて、大臣の答へましたような商法の全面改正というものがすでに計

画されておるわけでございまして、その段階で、先生の御指摘のような問題点というのは十分審議されることと考えております。

○田中(武)委員 その点については、各論でまたやりましょう。だが、法人格の乱用がまだまだあるわけですよ。それは、解散に際しては、いわゆる擬製解散というか、これは債務を免れるために、ことに、約束手形等々の決済を免れるために、あるいは労働問題において、労働者を一応解雇する、こういうような悪用せられてる例がたぐさある。さらに破産法あるいは会社更生法等々の悪用による法人格の乱用がございまして、それに対しては、おそろく、破産法とかあるいは会社更生法では、たとえば破産法は三百六十七条でたしか詐欺破産罪がある。あるいは会社更生法二百九十条、二百九十一条等には詐欺更生罪等もあると、こうお答えになると思うのですが、こういった法人格の乱用が、労働問題、あるいは債務を免れる、ことに、長期の約手等を発行し、その決済を免れるために乱用せられてる事実がございまして、それについてどう考へ、どのようにチェックおける詐欺これ犯罪は別として、いかがですか。

○田邊説明員 いま御指摘の一点、労働法上の問題でございまして、これは、最近非常に問題とされておることです。労働法上も、商法の解散規定をめぐって一つの大きな問題として議論をなすっておりますことは、十分承知しております。将来の先ほど申しました商法自体の改正として議論されるでございましょうし、それから、更正法、破産法というものも、昭和四十年の改正當時にその問題が出て議論されたところでございまして、こういう経済事情の変転に伴って、重ねてそういう問題点を事務当局としては十分検討したい、こう考へております。

○田中(武)委員 こういふ点を、私は今回の改正よりかより重要ではないか、こう申し上げたいのです。と同時に、いま解散を利用して云々と申しましたことには、いささかちよつとかみ合わぬ

のですが、それ以外のといひますか、いろいろなこういう乱用あるいは公益に反するようなときには、これは商法五十八条によって、これは裁判所の手によって解散を命ずる、法務大臣等々がこれを申請する。この五十八条とあわせて、いま申しました法人格の乱用等々は、根本的に検討の必要があるんじゃないか。そのことはいまのこの改正よりかより重要である。あとでまた申し上げますが、これはあえて商法改正の形をとらなくても目的を達することはできるのです。まだまだ商法上改正されなくちゃならぬ点を山ほどこれだけ用意しているの、一々申し上げますが、どうですか、そのほうが大事じゃないですか。一つの法人格の乱用という問題についても、これよりは重要ですよ。いかがですか。五十八条の運用とあわせて検討する。これはあなた五十八条の申し立て権は大臣ですよ。

○田中(伊)國務大臣 お説のとおりと思ひます。そこで今回、それをなぜやらぬのかということでございますが、今回は、何回か申し上げましたように、監査制度を中心とする監査人の権限の拡大強化というものを中心として、監査制度を中心としての改正をお願いをしております。先ほど申し上げましたようなその他の重要問題については、まずこの改正のお願いができました上で、引き続き検討して、用意のでき次第第国会にお願いをしたい、こういう考へでございまして。

○田中(武)委員 そこで、私は逐次、まあせっかく提出しておられるのですが、商法の改正というならば、もっと先に、社会的、経済的要請あるいは公益上なされねばならぬものがたくさんある、まだこれからは提案してまいりますが、そういうように考へておるわけですか。

そこで、その一つとして、今度は、会社——株式会社にしようと思ひます。これは、商法五十二條一項、これは「会社」ということになっております。「商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団」である、こういうような規定になっております。しかししたして今日、この規定で

いいんだらうか。この条文を解釈するならば、いわば会社、ことに株式会社は利潤追求の器であるということですね。そういう考え方が今日、膨大な公害を起こし、あるいは買い占め、ドル投機、国民生活に大きな影響というか、危機をもたらしている。私はここで強調したいことは、企業——株式会社、まあ会社と言ってもよろしい、これは、利潤追求の器であってはならない。商法は、これはまあ明治何年にできた法律ですから、資本主義発展過程において果たした役割りは大きかったと思います。今日もうこれでは間に合いません。合わないというよりか、もう時代おくれです。企業は社会的公器だという観念を明確にしない限り、今日いろいろな社会問題、公害問題、物価問題等々の原因がそこにある。したがって、私は商法五十二条一項を改正して、会社は、企業の社会的に果たすべき役割りを明確にする、単に利潤追求の器であるという考え方は変えていく、拭拭していく、そのことがより大事だと思いますが、いかがです。

○川島政府委員 会社は利潤追求の器であってはならないとおっしゃいましたが、まことにそのとおりであろうと思います。ただ、同時にまた会社が営利法人であるということも、会社の本質をなすものであらうと思います。したがって、会社がその営利事業を行なうにあたって、社会的な責任を問われるような行為をするということは、もちろん許されないわけでありまして、法律の認められた範囲内においてその事業を行ない、そして出資者のために利益をあげることに、また社会全体にも貢献していくということが望ましい姿であります。仰せになりました点はまことにございまして、仰せになりました点は、商法自体は、これは無色の会社の組織法というものを基本としておりまして、倫理的な規定というものは含まれていないわけでございます。そこで五十二条のような規定ができておまして、この規定の読み方を間違えますと、おっしゃるような弊害におちいることもあらうと思えますけれども、その点は最

近の社会情勢その他で企業もかなり反省をしており、点もございまして、そういったことによつて、会社の事業が適正に行なわれていくということが期待されるわけでございます。

なお、今回の改正におきまして、監査制度を強化するということは、会社が違法な行為あるいは定款に反するような行為、そういう行為をすることとをみずから戒めるという趣旨があるわけでございます。今回の改正によつて、精神的な規定はございせんけれども、会社自体の組織が改善されることによつて、企業の事業執行の面においても相当の効果が期待できるのではないかと、このように思うわけでございます。

○田中(武)委員 大臣、御意見ないですか。

○田中(伊)国務大臣 会社の公共性というようにことがなければならぬという先生の御主張でございますが、私は、ことばは違いますが、営利会社といえども社会的責任を自覚して、その限界内で会社の商行為を行なつてもらいたい。これは、そんなことは当然なことだ。国の、憲法、法律によつて認められた会社である以上は、条項があるうがなからうが当然のことである。こう考えるのであります。しかし、法制的な判断から申しますと、先ほど局長の申しておられますように、法令、定款の定められた範囲内の行動であるならば、利潤の追求は許される。一向差しつかえがない。こういうふうにはやはり考えなければ、営利法人、会社としての目的は達し得ないのではなからうか。限界はそこに置いてやりたい、こういうふうにか考えます。

○田中(武)委員 最初法人の不法行為能力等々を言いましたのはこういう点にもあるわけでありまして、五十二条の一項の会社の定義をそのままにして、五、二、三、四というところ、いわゆる会社の果たすべき社会的機能、社会的責任について定める必要がある。いま大臣がおっしゃいましたのは、これはそのまま受け取ります。当然である。権利の乱用はこれを許さず、そのとおりで

す。監査制度を強化する、これは二十五年に弱くしておいて、もとに戻すのです。あるいは定款の話も出ました。そういう点については各論のほうでまいります。私はいま総論をやっています。それは定款の問題にも問題があるというは監査制度の問題にもいろいろ問題提起したいと思ふ。要は人なんです。人を得るかどうかという問題です。しかし法律上当然のことであるというなら、人を殺してはいけないことはだれも知っております。何で刑法百九十九条以下の条文があるのですか、そういうことになるのです。法律上あるいは社会理念上、道徳上当然だということならば、刑法の規定なんかもっと簡単でいいのです。そうでしよう。というふうな議論にもなるので、その点については各論のところでもっと申し上げます。監査制度を強化したからといってはたして法というか、いまだあなたが腹からそう考へていないと思うのです。おっしゃっているようなことにならないということも申し上げたいと思ふ。要は監査役の人を得るかどうかになると思ふのです。そういうことは各論で申し上げます。

そこで、私は、若干の提案を含めて質問に入りたいと思ふのです。

先ほど申しました商法の五十八条ですか、これも一つの司法的な措置なんです。そこで行政的な措置として、たとえば相互銀行法二十一条で銀行法二十三条を準用しておる、これは銀行に限っておるのですが、法令または大臣命令に違反して公益を害するような場合は役員等の主務大臣がやれるという規定があります。そういうような問題を含めて、司法的な一つの監督規定としての五十八條、と同時に行政的な措置として、銀行法二十三條のような規定を、銀行だけでなく——今日銀行にこういう規定があるのは預金者保護だ等々言っています。銀行が預金者に対する責任というか、預金者保護ということよりか、商社あるいは大企業の公害のほうにより不特定多数の国民生活に脅威を与える、人命あるいは健康に害を与える、これははっきりしておるのですよ。

したがってこういう観念を商法の上に取り入れることが必要でないのか、こう思うのです。今日段階において、そのほうが、この法律の改正よりか急務である、いかがでしょう。

○川島政府委員 仰せのように銀行法の二十三條、銀行が公益に反するような行為をした場合に、主務大臣が解散を命ずるという規定がございます。これは銀行のうちに公益性の強い企業について特に設けられた規定であらうと思ひます。同じような規定は、公益性の非常に強い特別法の規制を受けている会社についてはほかにあるようございまして、これは一般の会社を対象としたものでございまして、特定の行政官庁の監督を受けていない会社が含まれるわけでございますので、規定のしかたとしてはこういう形になっており、利用される回数もそれほど多くはないようございまして、仰せのように公害のような問題につきましても、こういう規定を適用することも当然考えられると思ひます。たとえば五十八條の第一項三号には、「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役若ハ監督スル役員ニ依リ警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令若ハ定款ニ定ムル会社ノ権限ヲ踰越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ繼續又ハ反覆シタルトキ」とございまして、公益罪に相当するような行為を警告してもきかないという場合には、この規定で解散命令を出すことができるわけでございます。こういう規定の運用につきましてもは仰せのとおり今後十分考えていかなければならないものと考えております。

○田中(武)委員 五十八條は、先ほど来言っているように司法的措置です。銀行法等の規定は行政的措置なんです。先ほど言ったように銀行法あるいは相銀法にそのような規定があるということの理由は預金者保護だということ。ところが、いま日本人は勤勉で、自分の生活を犠牲にしても、物価が上れば預金はだんだんと減っていくという事実の前にあつても、なお社会保障制度が確立して

いない、あるいは政府の政策の誤りのためのインフレが進んでおるという中でも、営管として貯金しておる。しかし、それはまた特定の個人なんです。しかし公害とか、商社の買い占めとか売り惜しみ等々は、国民生活により大きな関係を持つ。したがって、そのような規定は、特定の監督を受ける法人というか会社にはあるけれども、そうでないのにはないわけなんです。しかし私のいま言っておるところからいいうならば、商法等にもそのような概念を取り入れることが、今日のこの改正より、より重要ではないかと言っているのです。いまあなたが言っている五十八条は、いま私が言っているように司法的措置なんです。行政的措置においてもそういう権限を持ち、チェックする措置が、今日段階においてはより重要である、こう思っているのですが、大臣、立法論としていかがです。

○田中(伊)国務大臣 大臣を交代したらいいほどにたいへん詳しく御研究になっている。

そこで私の見解を申し上げますと、この五十八条によって、法務大臣が文書によって裁判所に申し立てができるならば、裁判所は解散を命ずることができ、むしろ条件は書いてある。こういうものを行政的にやる。一般の会社は五十八条によつておる、その場合にどうかということでございますから、やはり民間営利会社に対する処置でございいますから、これは行政的処置というよりはやはり株式会社それぞれの機関あるいは株主總會というふうなものが、自主的、自発的にこれを請求することができるといふことの方が合理的ではないか。法務大臣という名前が五十八条にも入っているところのとおりでございいますから、いわゆる法務大臣に対して請求をなさしめて、法務大臣が必要と認めたときは裁判所に対してこれを請求できるといったように、これをだんだんと持っていくことは銀行に使えるような方向にこれを持っていくとはいかぬかならうか。民間営利会社の処置は、やはりこの商法五十八条の規定の態度でよくはなからうかというふう

に考えますが、これは信念をもって申し上げるというよりは、いま先生のお話を承って、なるほどと感じた感じを申し上げるわけで、責任の持てることではないわけでございますけれども、一応そういうふうな思いです。

○田中(武)委員 大臣、私の質問は一つ一つ分かれておるのじゃない。ずっと続いているのです。その前に営利法人、なるほどそのとおりです。だが、企業の社会的責任をひとつ商法で明確にうたつたらどうかということからつながつてくるわけですね。いまあなたの答弁は感じたという十分ではないか、そのように思っています。しかもそれがこの改正よりか今日段階においてはより急務である。商社の買い占めとか公害に対する怨嗟の声は全国津々浦々に起こっているわけですね。

そこでもう一つ私は提案をしたいのですが、こういう発想はどうですか。これは私のわがかりの田中さんなら私が言うのですからわかつていただけたらと思うのですが、こういうことなんです。それは会社すべてというわけにはいかぬ。いわゆる大企業ということにしましょう。大資本ということにしましょう。それはたとえば資本金五十億以上とし、それ以上と思ひますが、それは検討することにして、その資本金たとえば五十億以上の会社で、資本金及び借入れ金を合せて百億以上の資金を運用しているような大きな会社、政府の財政投融資が投入せられておる株式会社、租税特別措置法により特別の減税措置の恩恵を受けておる、その額が年間たとえば二十億といったような会社に対して、単に私的資本により運営されている会社ということではできないかと思うのです。そうでしょう。言うならば国民大衆の資金が直接間接に投入せられておる。銀行から借りた金も大衆の金、財政投融資はさらにそうである。あるいは租税特別措置法による減免措置を受けておるものはおそらくそうである。こういった国民的なといふか、国民が持つておるといっても私は過言ではないと思うのです。これは大衆株主等も含めて言っ

てもいいと思うのですが、こういうのに対しましては、会社の資金の構成から見ても、いま言ったように国民の金が十分に使われており、それが運用資金になっておる、この会社が、国民経済、国民生活に及ぼす影響の強さから見ましても、社会公共性を強く帯びた企業であるということは否定できないと思います。

このような会社に対しては、これは商法、会社法というのか、において特別の規定を設ける、そして経済の民主化と企業の社会的責任を果たさせるための制度として、かりに経営委員会というように規定を設ける——いいですか、これはかりにです。そしてその構成は、国民代表的性格を持つ消費者代表、労働者階級を代表する者、金融、企業経営あるいは国民経済等についての学識経験者、公害、環境保全等の国民生活に関する部門の学識経験者、会社の事業活動の主たる地域、いわゆる立地地域の住民代表等——これは必ずしも公害を出さない企業に公害のというわけではないですが、そういう構成を考えて、そしてその経営委員会、仮称ですが、には次のような任務を持たす。

会社の経営の重要な事項に——これは社会的に大きな影響を及ぼすような、ということになろうと思ひますが、重要な事項について、取締役会の諮問を受けて検討しその意見を提出する。その意見書には少数意見の付記を認める。取締役会において経営委員会(仮称)の意見が採択せられなかつた場合には、経営委員会はこれを公表する。役員または従業員がその職務の執行としてなした行為で、その効果ないし責任の帰属が会社が負うべき性質のものである場合において、それが公害、環境破壊その他国民の社会生活に悪影響を及ぼすような反社会的性格の高いときには、経営委員会はい代表権を持つ取締役の解任をどこかへ求めるといふか、あるいは解任権を持たすといふところまでいくのはどうかと思うが、解任をできるような道を開く。あるいは、住民は一定数以上——これはいわゆる公害のような場合になるかと思うのです

が、これはリコールではございませんが、住民のその公害の及ぼす範囲、これにもいろいろ問題があるかと思ひますが、一定数以上の賛成を得て代表権を持つ取締役の解任請求を、これも法務大臣だかどこか知らぬが、監督官庁のなに対していふたような、まだまだありませんが、そういったような、経営を側面から監視する、これは国民の名において行なうというふうな、経営委員会といったものを設ける、それを商法の中に規定していき、取り入れていくということについて、ひとついかがでしょう。私のこの提案、田中大臣ならば気持ちがいいという顔をしておる。私は八卦見ではないですが、そう思つておる。しかしいふことで、そうしますとは言えないかも知れませんが、いかがでしょう、こういう発想につきましては。

○田中(伊)国務大臣 最近の企業のあり方をめぐって、経営委員会と称するたいへん具体的、建設的な御意見をいただき恐縮でございます。

私、お考えになっておる御意図は賛成でございます。ただ、一つ先生に御理解をいただききたいのは、こういう御心配を達成するために、こういう経営委員会と称する御提案の仕事をやらすために、実は今回の改正で監査制度を充実したいというところを考へて……(笑聲)(発言する者あり)いや、笑わずに、ちょっと私の話を聞いていただき。具体的に、一口に申し上げますと、会計監査だけではないに業務監査もやらすんだ、工場の製造工程から、でき上がった商品の販売から、材料の購入に至るまで。そういう業務監査を同時に進めしめるというのをたててまいりました。取締役会にいままで出席できなかった監査役が出席する所見を述べ、同時に、先生ただいま仰せになつたような事態があると認めます場合には、いふことは、差しとめ請求をすることができ。聞かなかつたら裁判に持ち込む、仮処分もするんだ、こういうことができる状態にこの監査役制度というものを内部でしっかり権限を持たせまして、これをやってみたい。これはよいかげんな話じゃな

いんです。内容が、ごらんのとおり、そういう意図をもってこの内容をきめて、これをぜひ国会にお願いをしたいと言っておるのでございます。

そういう意図でございますので、経営委員会の制度というものを、たいへん建設的な御意見であると存じますので、これは将来の問題としてしかと検討いたします。検討いたしますが、どうかこういうものが実現をいたします段階までに、今回お願いをしております監督制度の権限の拡張強化というこのことをねらっておりますこの商法改正には、ひとつ御理解と御支援をいただきますようにお願い申し上げます。

○田中(武)委員 監督制度の改革、これについては私何回も申し上げておるうちに、各論で申し上げる。まだこれは総論です。これが、いま私のこの提案したようなことを、そのときにまた論議をいたしたいと思ひます。

理事からの連絡で、十二時半に一応私の質問は中止して、提案説明ということのようであります。次に入りますならば、まだまだたくさんある。ただ、委員長に申し上げておきますが、これだけ用意しておりますので、十分な時間をいただくようお願いをいたしまして、理事からの連絡の時間でございますので、私の委員会における質問は留保いたしまして、あとにひとつ御期待をこうというふうに引き下がりたと思います。(拍手)

○中垣委員長 では次に、横山利秋君外五名提出、刑法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。横山利秋君。

刑法の一部を改正する法律案

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「、第二百条」を削る。
第二百条を次のように改める。

第二百条 削除

第二百一条中「前二条」を「第百九十九条」に改める。

第二百三条中「、第二百条」を削る。

第二百五条第二項を削る。

第二百八条第二項を削る。

第二百二十条第二項を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

刑法中尊属に対する罪に関する特別規定は、これを削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○横山議員 刑法の一部を改正する法律案の提案理由をただいまより申し上げます。

最高裁判所はさる四月四日、昭和二十五年の旧判例を変更して、尊属殺人に特に重罪を科している刑法第二百条は違憲無効であり、尊属殺人についても普通殺人罪の規定である同法第百九十九条を適用するほかはないことを示しました。

最高裁が、憲法第八十一条に定められた「違憲立法審査権」に基づいて、現行法の規定を「違憲無効」とした最初の判例であります。

日本国憲法第十三条は、「すべて國民は、個人として尊重される。」べきことを規定しています。これは個人の尊厳を尊重し、すべての個人について人格価値の平等を保障することが民主主義の根本理念であるという基本的な考え方を示したものであり、法のもとの平等を定めた憲法十四条一項も、右の基本的な考え方に立ち、これと同一の趣旨を示したものであります。

近代国家の憲法がひとしく右の意味での法のもとでの平等を尊重、確保すべきものとしたのは、封建時代の権威と隷従の関係を打破し、人間の個人としての尊厳と平等を回復し、個人がそれぞれ個人の尊厳の自覚のもとに平等の立場において相

協力して、平和な社会、国家を形成すべきことを期待したものにはなりません。日本国憲法の精神もまたここに在るものと解すべきであります。刑法第二百条の尊属殺人に関する規定が設けられるに至った思想的背景には、封建時代の尊属殺人重罰の思想があるものと解され、同条が、配偶者の直系尊属を殺す場合までも刑を加重するのは、旧憲法下の「家」の観念を存続させるものであります。

ところが、日本国憲法は、封建制度の遺制を排除し、家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を確立することを根本のたてまえとしてこの見地に立つて民法の改正を行ったのであります。

この憲法の趣旨に徴すれば、尊属がただ尊属なるがゆえに特別の保護を受けるべきであるとか、本人のほか配偶者を含めて卑属の尊属殺人はその背徳性が著しく、特に強い道義的非難に値するとかの理由によつて、尊属殺人に関する特別の規定を設けることは、一種の身分制道徳の見地に立つものといふべきであり、前叙の旧家族制度的倫理観に立脚するものであって、個人の尊厳と人格価値の平等を基本的な立脚点とする民主主義の理念と抵触するものといえます。

諸外国の立法例において、尊属殺人重罰の規定を廃止する傾向にあるのも、右の民主主義の根本理念が浸透してきたからであります。一昨年の改正刑法草案においてさえも、尊属殺人の規定を削除しているのは、歴史の流れに沿ったものであります。

親子の情は美しく、自然であります。だが、それは個人の尊厳と人格価値の平等の原理の上に立つて、個人の自覚に基づき自発的に守られるべき道徳であつて、法によつて強制すべきではありません。強制の上に成立する制度がいかにしろい

かは歴史が示しています。普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人なるがゆえに差別的取扱いを認めること自体が民主主義の根本理念に抵触し、直接に

は憲法第十四条第一項に違反するものであります。刑法二百条だけではなく、尊属傷害致死に関する刑法二百五条二項、尊属遺棄に関する刑法二百八条及び尊属の逮捕監禁に関する刑法二百二十条二項の各規定も、被害者が直系尊属なるがゆえに特に加重規定を設け、差別的取り扱いを認めたものとして、いずれも違憲無効の規定であります。よつて早急にこれらを全面削除し、関連条項を改正する必要があります。

以上が本法案提出の趣旨とその内容であります。議員各位におかれましては何とぞこの法律案の趣旨に御賛同賜わり、すみやかに可決あらんことを望みます。(拍手)

○中垣委員長 次に内閣提出、出入国法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中法務大臣。

出入国法案

出入国法

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 入国(第四条)
- 第三章 上陸
 - 第一節 上陸許可(第五条―第九条)
 - 第二節 上陸許可の手續(第十条―第十五条)
 - 第三節 一時上陸及び直行通過区域(第十六条―第十七条)
- 第四章 在留
 - 第一節 在留の原則(第十八条―第二十一条)
 - 第二節 在留資格の変更等(第二十二条―第二十八条)
- 第五章 出国(第二十九条―第三十条)
- 第六章 再入国(第三十一条―第三十二条)
- 第七章 退去強制
 - 第一節 退去強制の対象者(第三十三条)

第二節 違反調査(第三十四条―第四十一条)
第三節 審査、口頭審理及び異議の申出(第四十二条・第四十三条)

第四節 退去強制令書の執行(第四十四条―第四十七条)

第五節 収容(第四十八条―第五十二条)
第八章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任(第五十三号―第五十八号)

第九章 日本人の出国及び帰国(第五十九号・第六十号)

第十章 管理機関(第六十一条―第六十六号)
第十一章 補則(第六十七号―第七十三号)
第十二章 罰則(第七十四号―第八十一条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外国人 日本国籍を有しない者をいう。
- 二 乗員 船舶又は航空機の乗組員をいう。
- 三 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。
- 四 旅券 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又はこれに代わる証明書(日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む)をいう。
- 五 乗員手帳 船員手帳若しくは国際航空乗員証明書をこれらに準ずる文書をいう。
- 六 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場として政令で定めるものをいう。
- 七 運送業者 船舶又は航空機により人又は物を運送する事業を営む者(その者のために通常その事業に属する取引の代理をする者で法務省令で定めるものを含む)をいう。

八 在留資格 外国人が次条の規定により決定された身分若しくは地位を有する者又は活動することができるとして本邦に在留することができるとする資格をいう。

九 在留期間 在留資格を有する外国人が本邦に在留することができる期間をいう。

(在留資格及び在留期間)

第三条 在留資格の決定は、次の各号のうち、第一号、第二号又は第十三号から第十六号までについては当該各号の区分により、第三号から第十二号までについては政令で定めるところにより当該各号に掲げる活動の一又は二以上の活動を定めて、するものとする。

一 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事館の構成員又は条約若しくは国際慣行によりこれらの者と同様の特権及び免除を受ける者

二 本邦で外国政府又は国際機関の公務に従事する者

三 文化、スポーツ、経済、労働又は技術に関する国際交流を目的とする公私の団体の事業を管理する活動

四 宗教団体により本邦に派遣され、又は受け入れられて行なう布教その他の宗教上の活動

五 報道機関のために行なう取材その他の報道上の活動

六 本邦の学術研究機関又は教育機関において研究又は学習をする活動

七 本邦の学術研究機関又は教育機関において研究の指導又は教育をする活動その他政令で定める学術、芸術又は教育上の活動

八 本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能の習得をする活動その他政令で定める専門的な技術又は技能の指導又は習得をする活動

九 貿易、投資又は営利事業の管理(専門的知識をもつて管理を補助する職務を含む)に従事する活動その他政令で定める経済活動

十 演劇、演芸、スポーツ等の興行に係る活動

で、政令で定めるもの
十一 熟練労働又は特殊な事情の下において必要とされる労働に従事する活動で、政令で定めるもの

十二 社会福祉又は医療若しくは保健に係る活動で、政令で定めるもの

十三 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習若しくは会合への参加又は業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在する者

十四 第二号から第十二号までに係る在留資格を有する者の配偶者又は二十歳に満たない子

十五 本邦で永住する者

十六 日本人又は前号に係る在留資格を有する者(以下「永住者」という)の配偶者又は直系血族

2 在留期間(第一項第一号又は第十五号に係る在留資格を有する者についての在留期間を除く)は、三年をこえない範囲内で政令で定める。

第二章 入国
(入国)
第四条 外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りでない。

2 本邦を経由して本邦外の地域におもむく外国人で乗員であつたことが明らかなる又は本邦若しくは本邦外の地域において乗員となることが明らかな外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第三章 上陸
第一節 上陸許可
(上陸許可)
第五条 外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、この節及び次節に定めるところにより、上陸許可を受けなければ本邦に上陸してはならない。

(上陸許可の要件)

第六条 上陸許可は、第三条第一項各号(第十五号を除く)に係る在留資格によつて本邦に在留しようとする者で、日本国領事官等の有効な査証を受け、かつ、第九条第一項の事前認定を受けているものに対してすることができる。ただし、条約又は政府間の取決めに査証を免除されている者にあつては査証を、第九条第一項の事前認定を要しない者にあつては事前認定を受けていることを要しない。

第七条 次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができない。

一 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)の適用を受ける患者

二 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)に規定する精神障害者、覚せい剤の慢性中毒者又は麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬中毒者

三 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担になるおそれのあるもの

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して無期若しくは一年以上の有期の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者(政治犯罪により刑に処せられたことのある者を除く)で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後十年を経過していないもの

五 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

六 売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に関係がある業務を行なつたことのある者

七 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そのかし、又は助けたことのある者

八 麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四号)に規定す

る大麻、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するけし、あへん若しくはけしがら、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤若しくは覚せい剤原料又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者

九 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定する銃砲若しくは刀剣類又は火薬類取締法（昭和二十五年法律百四十九号）に規定する火薬類を不法に所持する者

十 前二号の規定に該当したことに上陸許可を受けることができず、第十五条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者で、該当退去の日から一年を経過していないもの

十一 第三十三条の規定により退去を強制されて本邦から退去した者で、当該退去の日から三年を経過していないもの

十二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団点を結成し、若しくはこれに加入している者

十三 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷すること

を勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十四 前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者

十五 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣

において日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 前項各号に掲げる者に相当する者以外の日本人について特定の事由によりその上陸を拒否している国の国籍又は市民権を有する外国人のうち、当該事由に相当する事由で法務大臣が定めるものに該当する者に対しては、上陸許可をすることができない。

（特別上陸許可）

第八条 法務大臣は、前二条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する外国人に対し、特別に上陸許可をすることができ、

一 日本人の親族で、その扶養を受けているもの

二 本邦に本籍を有したことがある者

三 第三十一条第一項（第十三条第八項及び第二十七条第八項において準用する場合を含む。）の再入国の許可を受けて出国していた者で、本邦に生活の本拠を有しているもの

四 前三号に掲げる者を除くほか、特別に上陸の許可を受けるべき事情がある者

（事前認定）

第九条 第三条第一項第三号から第十二号まで、第十四号又は第十六号に係る在留資格の決定を受けて本邦に在留するため上陸許可を受けようとする外国人は、あらかじめ、当該在留資格により本邦に在留することを適当であると認める旨の法務大臣の事前認定を受けなければならない。ただし、政令で定める要件に該当する者については、この限りでない。

2 法務大臣は、第三条第一項第六号から第九号まで又は第十一号に係る在留資格の決定を受けて本邦に在留するため上陸許可を受けようとする者について前項の事前認定をする場合には、それぞれ当該各号に掲げる活動に係る行政の所管大臣に協議するものとする。

第二節 上陸許可の手續

（上陸許可の申請及び審査）

第十条 上陸許可を受けようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、入国審査官に対し上陸許可の申請をしなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、上陸許可をすることができると認めた場合には、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定して上陸許可をするものとする。

3 前項の上陸許可は、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格及び在留期間を記載し、上陸許可の証印をして行なうものとする。

4 入国審査官は、第二項の上陸許可をすることができない場合には、直ちにその旨を地方入国管理官署（入国管理事務所及び法務省令で定める入国管理事務所出張所をいう。以下同じ。）の長に報告しなければならない。

5 入国審査官は、第一項の申請について審査をする場合において、必要があると認めるときは、何人に対しても、許可を受けないで審査の場所に入入することを禁止することができる。（口頭審理）

第十一条 地方入国管理官署の長は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国人に対し、すみやかに口頭審理を行なわなければならない。

2 当該外国人又はその代理人は、口頭審理に当たつて、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。

3 当該外国人は、地方入国管理官署の長の許可を受けて、親族又は知人の一人を口頭審理に立ち会わせることができる。

4 地方入国管理官署の長は、口頭審理に当たつて、当該外国人の請求に基づき、又は職権に基づき、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。

5 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができると認めた場合には、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定して上陸許可をするものとする。

6 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができない場合には、当該外国人に対し、すみやかに、理由を示してその旨及び次条第一項の規定により異議を申し出ることができ旨を通知しなければならない。

7 前条第五項の規定は第一項の口頭審理について、同条第三項の規定は第五項の上陸許可について準用する。

（異議の申出）

第十二条 前条第六項の規定による通知を受けた外国人は、異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書面を地方入国管理官署の長に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 法務大臣は、前項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、すみやかにその結果を、地方入国管理官署の長を経由して、当該外国人に通知するものとする。この場合において、異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知は、当該外国人に対し第八条の上陸許可（以下「特別上陸許可」という。）をしない場合に限り、するものとする。

3 地方入国管理官署の長は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知があつたときは、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定して上陸許可をするものとする。

4 第十条第三項の規定は、前項の上陸許可について準用する。

（特別上陸許可の手續）

第十三条 法務大臣は、上陸許可の申請をした外国人に対し特別上陸許可をする場合には、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定するものとする。

2 法務大臣は、特別上陸許可をする場合において、在留資格を決定することができないときは、当該外国人に対し、三年をこえない範囲内でその者が本邦に在留することができる期間を決定するものとする。

- 3 特別上陸許可は、地方入国管理官署の長に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格及び在留期間（前項の規定による決定を受けた外国人については、その旨及び同項に規定する期間）を記載し、上陸許可の証印をさせて行なうものとする。
- 4 地方入国管理官署の長は、上陸許可の申請をした外国人で、上陸許可をすることができないと認められるものについて、法務大臣に特別上陸許可を上申することができる。
- 5 法務大臣は、前項の規定による上申があつた場合において、特別上陸許可をしないときは、地方入国管理官署の長にその旨を通知するものとする。
- 6 法務大臣は、第二項の規定による決定を受けた外国人に対し、法務省令で定めるところにより、活動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附することができる。
- 7 法務大臣は、前項に規定する外国人が同項の規定により附された条件に違反したときは、特別上陸許可を取り消すことができる。
- 8 第二十五条、第三十一条及び第三十二条の規定は、第二項の規定による決定を受けた外国人について準用する。この場合において、第二十五条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第二項後段中「在留資格」とあるのは、「第十三条第二項の規定による決定を受けた者として本邦に在留することができる資格」と、第二十五条第二項から第四項まで、第三十一条第一項及び第三十二条第二項後段中「在留期間」とあるのは「本邦に在留することができる期間」と読み替へるものとする。

（仮上陸）

第十四条 地方入国管理官署の長は、特に必要があると認める場合には、上陸許可を申請した外国人が上陸許可を受け、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられるまでの間、当該外国人に対し、仮上陸を許可することができる。

2 仮上陸の許可は、当該許可に係る外国人に仮

- 上陸許可書を交付して行なうものとする。この場合において、地方入国管理官署の長は、当該外国人の仮上陸中の住居を定めなければならない。
- 3 仮上陸の許可を受けた外国人は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長から呼出しがあつたときは、これに応じなければならない。
- 4 仮上陸の許可をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附し、又は三十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。
- 5 前項の保証金は、次項の規定により国庫に帰属させない限り、当該外国人が上陸許可を受けたとき、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。
- 6 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、仮上陸の許可を受けた外国人が逃亡したとき、又は第三項の規定に違反して呼出しに応じないときは第四項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したときはその一部を国庫に帰属させるものとする。
- 7 地方入国管理官署の長は、仮上陸の許可を受けた外国人が逃亡すると疑うに足る相当の理由があるときは、収容令書を発付して、必要と認める期間、入国警備官に当該外国人を収容させることができる。
- 8 第四十八条第二項の規定は前項の収容令書について、同条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに第五十条の規定は前項の規定による外国人の収容について準用する。この場合において、第四十八条第二項中「容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人の氏名及び国籍、収

容すべき事由」と、同条第四項中「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と読み替へるものとする。

（退去命令）

- 第十五条 地方入国管理官署の長は、上陸許可の申請をした外国人が次の各号の一に該当するに至つた場合には、その者に対し、出国期限を定めて、本邦からの退去を命じなければならない。ただし、特別上陸許可の上申をした場合において、第十三条第五項の規定による通知があるまでの間は、この限りでない。
- 一 第十一条第六項の規定による通知を受けた場合において、文書により異議の申出をしないう旨を明らかにしたとき、又は通知を受けた日から三日以内に異議の申出をしなかつたとき。
- 二 異議の申出が理由がないと裁決した旨の第十二条第二項の規定による通知を受けたとき。
- 2 地方入国管理官署の長は、前項の規定により退去を命ずる場合には、第五十七条第一項に規定する船舶若しくは航空機の長又は運送業者にその旨を通知しなければならない。

第三節 一時上陸及び直行通過区域

第十六条 入国審査官は、本邦に入国した外国人

- で、乗員（本邦において乗員となることが明かな者を含む。以下この条において同じ。）又は通過者（本邦を経由して本邦外の地域へおもむこうとする者で、乗員以外のものをいう。）であるものが、船舶若しくは航空機を乗り換えるため、又は臨時観光、買物、休養その他の一時的業務のため、出入国港の周辺に上陸する場合にあつては七日、他の出入国港におもむく場合にあつては十五日をこえない範囲内で上陸を希望するときは、その者の乗つている船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者その他政令で定める者の申請に基づき、必要があると認めるときは厚生大臣又は法務大臣の指定する医師の診断を経て、当該外国人に対し、上陸の期間を定めて一時上陸を許可することができる。
- 3 入国審査官は、警察官又は海上保安官から船舶又は航空機の遭難により緊急に上陸する必要があると認め、上陸の期間を定めて一時上陸を許可するものとする。
- 4 一時上陸の許可は、当該許可に係る外国人の所持する旅券にその旨を記載し、又は当該外国人に一時上陸許可書その他の法務省令で定める当該許可があつたことを示すものを交付して行なうものとする。
- 5 入国審査官は、一時上陸の許可をする場合には、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附することができる。
- 6 地方入国管理官署の長は、一時上陸の許可を受けた外国人が前項の規定により附された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。
- 7 第二項又は第三項の一時上陸の許可があつたときは、当該許可に係る外国人の乗つていた船舶若しくは航空機（遭難により一時上陸の許可があつたときは、遭難した船舶又は航空機）の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人の生活費、治療費、葬儀費その他一時上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

（直行通過区域）

第十七条 航空機により本邦に入国した外国人

は、同一の出入国港において航空機を乗り換える場合その他政令で定める場合には、相当の期間、法務大臣が運輸大臣と協議して指定する出入国港内の区域（以下「直行通過区域」という。）にとどまることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項に規定する外国人で、正当な理由がないのに直行通過区域にとどまつてゐるもの又は相当の期間を経過した後も直行通過区域にとどまつてゐるものに対し、出国期限を定めて、本邦からの退去を命ずることができる。

3 条十五條第二項の規定は、前項の規定により退去を命ずる場合について準用する。

4 第一項に規定する外国人で、直行通過区域を経由して直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入るものに対するこの法律の規定の適用については、直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入ることをもつて上陸とする。

第四章 在留

第一節 在留の原則

(在留の原則)
第十八条 外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、在留資格に係る身分若しくは地位を有する者として、又は在留資格に係る活動（以下「在留活動」という。）をする者として本邦に在留するものとする。

(資格外活動の許可)

第十九条 在留資格（第三条第一項第十五号又は第十六号に係る在留資格を除く。）を有する外国人は、在留活動をする場合を除き、第三条第一項に掲げる活動をしようとするときは、法務大臣の許可を受けなければならない。

(中止命令)

第二十条 地方入国管理官署の長は、次の各号の一に該当する外国人（永住者を除く。）に対し、書面をもつて、当該各号の一に該当することとなつた行為を継続しないよう又は同種の行為を反復しないよう命ずることができる。

一 日本国の機関において決定した政策の実施

に反対する公開の集会又は集団示威運動の主催又は指導をした者

二 公衆に対し、日本国の機関において決定した政策の実施に反対することをせんとする演説又は文書図画の頒布若しくは展示をした者

2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の承認を受けなければならない。

(旅券等の携帯及び提示)

第二十一条 本邦に在留する外国人は、常に旅券又は仮上陸許可書若しくは第十六條第四項の一時上陸の許可があつたことを示すもの（以下「旅券等」という。）を携帯していなければならない。ただし、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）による登録証明書を携帯する者及び四歳に満たない者については、この限りでない。

2 前項の規定により旅券等を携帯していなければならない外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官、税関職員その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、旅券等の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

3 前項に規定する職員は、旅券等の提示を求めるときは、その身分を示す証票を携帯し、当該外国人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二節 在留資格の変更等

(在留資格の変更)

第二十二条 在留資格を有する外国人は、法務大臣に対し、在留資格の変更を申請することができる。

2 法務大臣は、前項の申請について適当と認めらるに足る相当の理由があるときは、在留資格及び在留期間を決定して在留資格の変更を許可することができる。ただし、第三条第一項第十三号に係る在留資格を有する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

3 法務大臣は、第三条第一項第六号から第九号まで又は第十一号に係る在留資格への変更について前項の規定による許可（以下「在留資格変更許可」という。）をする場合には、それぞれ当該各号に掲げる活動に係る行政の所管大臣に協議するものとする。ただし、第九条第一項ただし書の政令で定める要件に該当する者については、この限りでない。

4 在留資格変更許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載させて行なうものとする。

(永住許可)
第二十三条 第三条第一項第十五号に係る在留資格への在留資格変更許可（以下「永住許可」という。）は、当該外国人が次の各号に掲げる要件に該当し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、することができる。

一 素行が善良であること。
二 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

2 永住許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に永住許可の証印をさせて行なうものとする。

(身分関係等を失つた者の在留)

第二十四条 第三条第一項第十四号又は第十六号に係る在留資格を有する外国人は、その有する在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつたときは、当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

(在留の延長及び出国猶予期間)

第二十五条 在留資格を有する外国人は、法務大臣に対し、在留の延長を申請することができる。

2 法務大臣は、前項の申請について適当と認めらるに足る相当の理由があるときは、新たな在留期間を決定して在留の延長を許可することができる。

3 前項の規定による許可（以下「在留延長許可」という。）は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に新たな在留期間を記載させて行なうものとする。

4 法務大臣は、在留延長許可をしない場合でも、出国準備のため必要があると認めるときは、当該外国人の在留期間の満了後六十日の範囲内で出国猶予期間を定め、その者の在留を許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、活動の範囲その他の事項に關して必要と認める条件を附することができる。

5 前項の規定による許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に出国猶予期間を記載させて行なうものとする。

6 法務大臣は、第四項の規定による許可を受けた外国人が同項の規定により附された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

(在留資格の取得)

第二十六条 日本の国籍の喪失、出生その他の事由により前章の規定による上陸に関する手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人は、法務大臣に対し、第三条第一項第十五号に係る在留資格以外の在留資格の取得を申請することができる。

3 前項の申請は、第一項に規定する事由が生じた日から三十日以内になければならない。

4 第十三條第二項又は次條第二項の規定による決定を受けた外国人については在留資格を取得することができる事情が生じたときは、当該外国人は、第二項に規定する在留資格の取得を申請することができる。

5 法務大臣は、第二項又は前項の申請について適当と認めらるに足る相当の理由があるときは、在留資格及び在留期間を決定して在留資格

昭和四十八年五月十一日

るものとする。

3 再入国の許可を受けている者のうち、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員は、出国の確認を受けることなく出国し、かつ、上陸許可を受けることなく本邦に上陸することができる。

第七章 退去強制

第一節 退去強制の対象者

(退去強制の対象者)

第三十三条 次の各号の一に該当する外国人については、この章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一 第四条第一項の規定に違反して本邦に入つた者

二 第五条の規定に違反して本邦に上陸した者
三 阪上陸の許可を受けた者で、逃亡したもの又は第十四条第三項の規定に違反して呼出しに応じないもの

四 第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

五 第十七条第二項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者
六 第二十六条第一項に規定する者で、在留資格取得許可を受けることなく同項に規定する期間を経過した後も本邦に残留するもの

七 在留期間(第二十五条第四項の出国猶予期間を含む)を経過した後も本邦に残留する者、在留資格変更許可を受けることなく第二十四条に規定する期間を経過した後も本邦に残留する者又は第二十五条第六項の規定により同条第四項の規定による在留の許可を取り消された者

八 第十三条第二項若しくは第二十七条第二項に規定する期間(第十三条第八項又は第二十七条第八項において準用する第二十五条第二項の規定による許可を受けた場合にあつては、延長された期間)を経過した後も本邦に残留する者又は第十三条第七項(第二十七条第七項において準用する場合を含む)の規

定により特別上陸許可若しくは特別在留許可を取り消された者

九 一時上陸の許可に係る上陸の期間を経過した後も本邦に残留する者又は第十六条第六項の規定により一時上陸の許可を取り消された者

十 第十九条の規定に違反して、同条に規定する活動をもつばら行なつた者

十一 第二十条第一項の規定による命令に従わなかつた者

十二 らい予防法の適用を受けているらい患者(永住者を除く)

十三 精神衛生法第二十九条(同法第五十一条において準用する場合を含む)の規定の適用を受け、同法第二十九条に定める精神病院若しくは指定病院に收容されている精神障害者若しくは寛解し難い慢性中毒者又は麻薬取締法第五十八条の八の規定の適用を受け、同条に定める麻薬中毒者医療施設に收容されている麻薬中毒者(永住者を除く)

十四 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担になつてゐるもの(永住者を除く)

十五 外国人登録に関する法令に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十六 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章に規定する罪により刑に処せられた者

十七 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する罪又は性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)第二十六条若しくは第二十七条若しくは刑法第百八十二条の罪により刑に処せられた者

十八 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)に規定する少年で、無期又は三年をこえる(不定期刑の場合にあつては、その長期が三年をこえる)有期の懲役又は禁錮に処せら

れたもの
十九 少年法に規定する少年を除くほか、無期又は一年をこえる有期の懲役又は禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

二十 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そのかし、又は助けたる者

二十一 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入してゐる者

二十二 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷すること

を勧奨する政党その他の団体
ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊すること

を勧奨する政党その他の団体
ハ 工場又は事業場における安全保持の施設の

正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体
二十三 前二号に規定する政党その他の団体の

目的を達するため、文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

二十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なつたと認定する者

第二節 違反調査

(違反調査)
第三十四条 入国警備官は、前条各号(第四号を除く。以下同じ)の一に該当すると思料される外国人(以下「容疑者」という。)があるときは、調査をすることができ。ただし、強制の場合に於ては、この節及び第五節に特別の規定がある場合でなければできない。

(通報)
第三十五条 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たつて容疑者を知つたときは、所轄の地方入国管理官署の長に、その旨を通報しなければならぬ。

(容疑者の取調べ等)
第三十六条 入国警備官は、第三十四条の調査(以下「違反調査」という。)をするため必要があるときは、容疑者若しくは参考人に対し出頭を求め、これらの者を取り調べ、又はこれらの者が遺留し、若しくは提出した物件を領置することができる。

2 第十条第五項の規定は、入国警備官が容疑者又は参考人を取り調べる場合について準用する。

3 入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、搜索又は差押え)
第三十七条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、同項の処分をすることができる。

3 入国警備官は、前二項の許可を請求しようとするときは、違反調査の対象者が容疑者であることを示す資料を提出するとともに、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める資料を添附しなければならない。

一 容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとする場合 その場所が違反調査の対象となつてゐる事件(以下「違反事件」という。)に係る事件であると認めるに足りる状況が

あることを示す資料

二 容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとする場合、差し押えるべき物件が存在し、かつ、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

三 容疑者以外の者の物件を差し押えようとする場合、その物件が違反事件に係るものと認めるに足りる状況があることを示す資料

4 第一項又は第二項の許可をする場合には、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならぬ。

5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交代して、臨検、捜索又は差し押えをさせることができる。

第三十八条 入国警備官は、臨検、捜索又は差し押えをする場合には、これらの処分を受ける者に前条第四項の許可状を提示しなければならぬ。

2 入国警備官は、臨検、捜索又は差し押えをする必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

3 入国警備官は、住居その他の建造物内で臨検、捜索又は差し押えをするときは、住居主、所有者若しくは管理者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

4 臨検、捜索又は差し押えは、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が入居することができる場所での公開した時間内にこれらの処分をする場合を除き、前条第四項の許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、

日没前に開始した臨検、捜索又は差し押えについて必要があると認めるときは、日没後も継続することを妨げない。

5 入国警備官は、臨検、捜索又は差し押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

6 第十條第五項の規定は、入国警備官が臨検、捜索又は差し押えをする場合について準用する。(調書の作成)

第三十九條 入国警備官は、容疑者又は参考人を取り調べたときは、その供述を調書に記載し、容疑者又は参考人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならぬ。

2 入国警備官は、臨検、捜索又は押収をしたときは、その調書を作成し、前条第三項の規定による立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならぬ。

3 前二項の場合において、取調べを受けた者又は立会人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に附記すれば足りる。

(押収目録の交付及び押収物の返還)
第四十條 入国警備官は、押収をしたときは、その目録を作り、押収物の所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者にこれを交付しなければならない。

2 入国警備官は、押収物について、留置の必要がないと認めたときは、すみやかにこれを還付しなければならない。

(違反事件の引継ぎ)
第四十一條 入国警備官は、違反調査を終えたときは、すみやかに書類及び証拠物とともに違反事件を地方入国管理官署の長に引き継がなければならない。

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出
(審査及び口頭審理)
第四十二條 地方入国管理官署の長は、前条の規定による違反事件の引継ぎを受けたときは、直ちに入国審査官に対して容疑者が第三十三條各号の一に該当するかどうかの審査を命じなければならない。

2 入国審査官は、審査を終えたときは、すみやかに、理由を附した書面をもつて、地方入国管理官署の長にその結果を報告しなければならない。

3 地方入国管理官署の長は、入国審査官から容疑者が第三十三條各号の一に該当すると認める旨の前項の規定による報告を受けたときは、当該容疑者に対し、時及び場所を通知してすみやかに口頭審理を行わなければならない。

4 第十條第五項及び第十一條第二項から第四項までの規定は、前項の口頭審理について準用する。

5 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、容疑者が第三十三條各号の一に該当すると認定した場合に、当該容疑者に対し、すみやかに、理由を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定により異議を申し出ることができる旨を通知しなければならない。

(異議の申出)
第四十三條 前条第五項の規定による通知を受けた容疑者は、同項の規定による認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書面を地方入国管理官署の長に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 法務大臣は、前項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、すみやかにその結果を、地方入国管理官署の長を経由して、当該容疑者に通知するものとする。この場合において、異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知は、当該容疑者に対し特別に留許可をしない場合に限る、するものとする。

第四節 退去強制令書の執行
(退去強制令書)
第四十四條 外国人の退去強制は、退去強制令書

によつて行なう。

2 地方入国管理官署の長は、外国人が次の各号の一に該当するに至つた場合には、退去強制令書を発付しなければならない。ただし、特別に留許可の上申をした場合において、第二十七條第六項の規定による通知があるまでの間は、この限りでない。

一 第四十二條第五項の規定による通知を受けた場合において、文書により異議の申出をしなかつた旨を明らかにしたとき、又は当該通知を受けた日から三日以内に異議の申出をしなかつたとき。
二 異議の申出が理由がないと裁決した旨の前条第二項の規定による通知を受けたとき。
三 第十五條第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しないと

3 退去強制令書には、退去を強制される者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、第四十六條第六項の規定により送還する場合の送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

(送還先)
第四十五條 次条第六項の規定により送還する場合の送還先は、退去を強制される者の国籍又は市民権の属する国とする。

2 地方入国管理官署の長は、退去を強制される者を前項の国に送還することができないとき、又は送還することが適当でないとき、認めに足りる相当の事情があるときは、退去を強制される者の希望する国を送還先に指定しなければならない。ただし、退去を強制される者が希望する国を申し出ないとき、又は希望する国に送還することができないときは、次に掲げる国のいずれかを送還先に指定することができる。

一 退去を強制される者の親族が居住している国。
二 退去を強制される者が本邦に入国する前に

居住していたことのある国

三 退去を強制される者が本邦に向けて船舶又は航空機に乗った港又は飛行場の属する国前項ただし書の規定により送還先を指定する場合に、できる限り退去を強制される者の意思を尊重しなければならない。

4 送還先である国の特定の地域に送還することが相当であると認められるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その地域を送還先とすることができる。

(退去強制令書の執行)

第四十六条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため地方入国管理官署の長が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書を執行することができる。

3 入国警備官(前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条及び第四十九条において同じ。)は、退去強制令書を執行するときは、退去を強制される者に退去強制令書又はその写しを示さなければならない。

4 退去を強制される者は、退去強制令書の執行が開始された日から十五日を経過する日(十五日を経過する日以前に第五十七条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、当該送還する日の前日)までの間において、自らの費用により、自ら本邦を退去すること(以下「任意退去」という。)を希望するときは、任意退去をすることができる。

5 入国警備官は、退去を強制される者を第五十七条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、これらの者に退去を強制される者を引き渡すものとする。

6 入国警備官は、退去を強制される者について退去強制令書の執行が開始された日から十五日を経過したとき、又はその者が任意退去をしないことが明らかなきときは、すみやかにその者を

送還しなければならない。ただし、前項に規定する場合又は次項の規定により地方入国管理官署の長が任意退去を許可した場合は、この限りでない。

7 退去強制令書の執行が開始された日から十五日を経過した後において、退去を強制される者が任意退去を希望するときは、地方入国管理官署の長は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。

(退去強制令書の執行停止)

第四十七条 地方入国管理官署の長(第四十九条第一項の規定により入国者収容所に収容されている者については、入国者収容所長。第五十一条第一項、第二項、第四項及び第五項において同じ。)は、退去強制令書の執行によつて、退去を強制される者が健康を害するおそれがあるときは、その者の前条第五項の規定による引渡し又は同条第六項の規定による送還を停止させることができる。

第五節 収容

(収容令書による収容)

第四十八条 地方入国管理官署の長は、容疑者が第三十三条各号の一に明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して、入国警備官に当該容疑者を収容させることができる。

2 前項の収容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、収容すべき場所、有効期間、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

3 入国警備官は第一項の規定により容疑者を収容するときは、収容令書を容疑者に示さなければならない。

4 入国警備官は、収容令書を所持しない場合でも急速を要するときは、容疑事実の要旨及び当該収容令書が発付されている旨を告げて、容疑者を収容することができる。ただし、当該収容

令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

5 入国警備官は、容疑者が第三十三条各号の一に明らかに該当すると認められる場合で、収容令書の発付をまつていてはその者が逃亡すると信するに足りる相当の理由があるときは、収容令書の発付をまたずに、容疑事実の要旨を告げて、当該容疑者を収容することができる。

6 前項の規定により容疑者を収容したときは、入国警備官は、直ちにその旨を地方入国管理官署の長に報告しなければならない。この場合において、収容令書が発付されないときは、直ちにその者の身体の拘束を解かなければならない。

7 地方入国管理官署の長は、容疑者を収容したときは、すみやかに、本邦に在留する者で当該容疑者が指定するものの一人に対し、その旨を通知しなければならない。

8 容疑者を収容したときは、当該容疑者の指紋を採取し、身体若しくは体重を測定し、又は写真を撮影することができる。

9 容疑者を収容することができる期間は、収容を開始した日から起算して二十日以内とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、二十日を限り延長することができる。

10 地方入国管理官署の長(第六十四条第二項の規定により第四十二条第三項から第五項までに規定する事務を取り扱う入国審査官を含む。)は、入国審査官から容疑者が第三十三条各号のいずれにも該当しないと認めた旨の第四十二条第二項の規定による報告を受けたとき、同条第三項の口頭審理の結果容疑者が第三十三条各号のいずれにも該当しないと認定したとき、又は法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の第四十三条第二項の規定による通知があったときは、直ちに当該容疑者の身体の拘束を解かなければならない。

(退去強制令書による収容)

第四十九条 入国警備官は、第四十六条第四項から第七項までの規定により、退去を強制される

者が任意退去をし、又はその者を船舶若しくは航空機の長若しくは運送業者に引き渡し、若しくは送還するまでの間、退去強制令書により、その者を収容することができる。

2 前条第七項及び第八項の規定は、入国警備官が前項の規定により退去を強制される者を収容した場合について準用する。

(収容の場所及び留置の嘱託)

第五十条 第四十八条又は前条第一項の規定により容疑者又は退去を強制される者を収容することができるところは、地方入国管理官署の収容場、入国者収容所その他法務大臣又はその委任を受けた地方入国管理官署の長が指定する場所とする。

2 警察官は、地方入国管理官署の長が必要と認めて嘱託書により依頼したときは、容疑者を警察署に留置することができる。

(収容の停止)

第五十一条 地方入国管理官署の長は、第四十八条又は第四十九条第一項の規定により収容されている者が健康を害するおそれがあるときその他特に必要があると認めるときは、収容されている者又はその代理人、保佐人、配偶者、直系親族若しくは兄弟姉妹の請求に基づき、又は職権に基づき、その者の収容を停止することができる。

2 前項の規定による収容の停止をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該収容の停止を受ける者の住居を定めなければならない。

3 第一項の規定による収容の停止を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入国者収容所長が収容を停止させた者については、入国者収容所長。次条において同じ。)から呼出しがあつたときは、これに応じなければならない。

4 第二項の場合において、地方入国管理官署の長は、当該収容の停止を受ける者に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に必要と認める条件を附し、又は

五十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

5 地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、収容の停止を受ける者以外の者の差し出した保証書をもつて前項の保証金に代えることができる。

6 前項の保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

(収容の停止の取消)

第五十二条 地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定による収容の停止を受けた者が逃亡し、若しくは逃亡すると疑うに足る相当の理由があると認めるとき、又は同条第三項の規定に違反して呼出しに應ぜず、若しくは同条第四項の規定により附された条件に違反したときは、当該収容の停止を取り消すことができる。

2 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、逃亡したこと又は前条第三項の規定に違反して呼出しに應じないことを理由として収容の停止の取消をしたときは同条第六項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したことを理由として収容の停止の取消をしたときはその一部を国庫に帰属させるものとする。この場合において、同条第五項の保証書を差し出した者には、国庫に帰属させる金額を納付するよう命ずるものとする。

3 前項後段の規定による命令は、強制執行に關しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

4 入国警備官は、第一項の規定により収容の停止を取り消された者がある場合には、その者に地方入国管理官署の長が発付する収容停止取消書及び収容令書又は退去強制令書を示して、その者を収容しななければならない。

5 入国警備官は、収容停止取消書及び収容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、第一項の規定により収容の停止を取り消された者に対し、収容の停止が取り

消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該収容停止取消書及び当該収容令書又は退去強制令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第八章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任

(事前通報等の義務)

第五十三条 船舶(本邦の港と本邦外の港との間を運航する船舶をいう。以下同じ。)又は航空機(本邦の飛行場と本邦外の飛行場との間を運航する航空機をいう。以下同じ。)の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、入港しようとする出入国港の入国審査官に対し、入港予定日時その他の事項を通報しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りでない。

2 船舶又は航空機の長は、法務省令で定めるところにより、当該船舶又は航空機が出入国港に入港したときは直ちに、出入国港から出港するときはあらかじめ、当該出入国港の入国審査官に対し、入出港届を提出しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りでない。

3 前項の場合において、船舶又は航空機の長は、入国審査官の要求があつたときは、乗員名簿又は乗客名簿を提出しなければならない。

(報告の義務)

第五十四条 本邦に入る船舶又は航空機の長は、有効な旅券を所持しない外国人(乗員又は第四條第二項に規定する者で、有効な乗員手帳を所持するものを除く。)が当該船舶又は航空機に乗っていることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶又は航空機の長は、第二十九條又は第五十九條の規定に違反して出国しようとする者が当該船舶又は航空機に乗っていることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

(船舶又は航空機の長の行為の代行)
第五十五条 前二條の規定により船舶又は航空機の長がすべき行為は、これらの條に規定する船舶又は航空機に係る運送業者も行なうことができる。

(上陸防止の義務)

第五十六条 船舶又は航空機の長は、第五十四条第一項に規定する外国人が当該船舶又は航空機に乗っていることを知つたときは、当該外国人が本邦に上陸することを防止しなければならない。

(送還の義務)

第五十七条 次の各号の一に該当する外国人が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人をその船舶若しくは航空機又は当該運送業者に係る他の船舶若しくは航空機により、その責任と費用で、すみやかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一 第十五條第一項の規定により退去を命ぜられた者

二 第三十三條第三号から第五号まで又は第九号に該当することを理由として同條の規定により退去を強制される者

三 第三十三條第一号又は第二号に該当することとを理由として入国又は上陸後三年以内に同條の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者が第四條第一項又は第五條の規定に違反して本邦に入り、又は上陸しようとしている者であることを明らかに知つていたと認められる者

四 第七條第一項各号に係る事実があることを理由として上陸後三年以内に第三十三條の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者の上陸の際にその者について当該

該事実があることを明らかに知つていたと認められる者

2 前項の場合において、外国人を同項に規定する船舶又は航空機により送還することができないときは、運送業者は、その責任と費用で、すみやかに他の船舶又は航空機により送還しなければならない。

(指示に従う義務)

第五十八条 船舶又は航空機の長及びその船舶又は航空機に係る運送業者は、入国審査官がこの法律に規定する審査その他の職務の執行に当たり必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

第九章 日本人の出国及び帰国

(日本人の出国)

第五十九条 本邦外の地域におもむく意図をもつて出国しようとする日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員で、有効な旅券又は乗員手帳を所持するものについては、この限りでない。

(日本人の帰国)

第六十条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。前条ただし書の規定は、この場合について準用する。

第十章 管理機関

(入国審査官)

第六十一条 この法律に規定する職務に従事させるため、入国管理事務所に入国審査官を置く。

2 入国審査官は、この法律に規定する職務を行なうため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込むことができる。

3 入国審査官は、必要があるときは、その所属する入国管理事務所の管轄区域外においても、

職務を行なうことができる。

(入国警備官)

第六十二条 この法律に規定する職務に従事させるため、入国者収容所及び入国管理事務所に入国警備官を置く。

2 入国警備官の階級は、政令で定める。

3 入国警備官は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十八条の二の規定の適用については、警察職員とみなす。

4 入国警備官は、外国人が第五条の規定に違反して本邦に上陸することを防止するため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込むことができる。

5 入国警備官は、第五条の規定に違反して本邦に上陸しようとしていると疑うに足りる相当の理由のある者に対し、質問し、若しくは旅券、乗員手帳その他の身分を証する文書の提示を求め、又は周囲の事情から合理的に判断して外国人が不法に本邦に上陸しようとしていることについて知っていると思われる者に対し、質問することができる。

6 入国警備官は、第五条の規定に違反する行為がまさに行なわれようとするのを認めるときは、その予防のため関係人に必要な警告を発し、又はこれを制止することができる。

7 前条第三項の規定は、入国管理事務所に置かれた入国警備官について準用する。

(小型武器の携帯及び使用)
第六十三条 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行なうに当たり、特に必要があるときは、小型武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、小型武器を使用することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合
二 第十四条第七項若しくは第四十八条の収容

第一類第三号

法務委員会議録第二十六号

昭和四十八年五月十一日

令書若しくは退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国警備官の職務の執行に対して抵抗する場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(地方入国管理官署の長の職務の代行等)
第六十四条 地方入国管理官署の長に事故のあるとき、又は地方入国管理官署の長が欠けたときは、その官署の入国審査官が、法務大臣の定める順序により、臨時にこの法律に規定する地方入国管理官署の長の職務を行なう。

2 地方入国管理官署の長は、法務大臣の指定する入国審査官に第十一条又は第四十二条第三項から第五項までに規定する事務を取り扱わせることができる。

(事実の調査)
第六十五条 法務大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、地方入国管理官署の長に事実の調査を命ずることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による命令を受けたとき、又はこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、所属の入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3 地方入国管理官署の長は、前項に規定する場合においては、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(制服の着用又は証票の携帯)
第六十六条 入国審査官及び入国警備官は、この法律に規定する職務を行なうときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

2 前項の場合において、当該証票は、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十一章 補則

(刑事訴訟法の特例)

第六十七条 司法警察員は、第七十四条、第七十五条第一号又は第七十七条の罪に係る被疑者を逮捕し、又は受け取つた場合には、第四十八条第一項の収容令書が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百三条（同法第二百一十一条及び第二百六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならない。

(刑事手続等との関係)
第六十八条 刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行なわれている者について退去強制令書が発付された場合には、これらの法令の規定による手続が終了した後でなければ、その執行（第四十九条第一項の規定による収容を除く。）をすることができない。ただし、刑事訴訟に関する法令の規定による手続以外の手続が行なわれている場合で、関係機関の同意があつたときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、第四十九条第一項の規定により収容された者に対する第四十六条第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「退去強制令書の執行が開始された日」とあるのは、同条第四項にあつては「第六十八条第一項本文に規定する手続が終了した日又は同項ただし書の同意があつたことを知つた日（以下「手続終了等の日」という。）」と、同条第六項及び第七項にあつては「手続終了等の日」とする。

第六十九条 地方入国管理官署に、第十四条第七

項若しくは第四十八条の収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。

(被収容者の処遇)
第七十条 第十四条第七項若しくは第四十八条の収容令書又は退去強制令書により収容されている者（以下「被収容者」という。）には、第五十条に規定する収容の場所（以下「収容場所」という。）の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

2 被収容者には一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

3 被収容者に対する給養は、適正でなければならない。収容場所の設備は、衛生的でなければならない。

4 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長（第四十六条第二項の規定により警察官又は海上保安官が退去強制令書を執行している場合に於ては当該警察官又は海上保安官の属する官署の長、第五十条第二項の規定により容疑者を警察署に留置する場合に於ては警察署長。以下この条において同じ。）は、収容場所の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品若しくは衣類を検査し、又は所持品若しくは衣類を領置することができる。

5 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、収容場所の保安上必要があると認めるときは、被収容者と次に掲げる者以外の者との面会を制限し、若しくは禁止し、又はこれと発受する通信を検閲し、制限し、若しくは禁止することができる。

一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の外交官又は領事官
二 被収容者の代理人又は弁護士である弁護士（依頼によりこれらの者にならうとする弁護士を含む。）
6 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、被収容者から処遇に関して不服の申出があつた場合において、当該不服に係る事項を処理

したときは、その結果を当該申出人に対し告知するものとする。

7 前各項に規定するものを除くほか、被收容者の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。
(手数料)

第七十一条 外国人は、第十九条の活動の許可、在留資格変更許可、永住許可、在留延長許可、再入国の許可又は再入国の許可の有効期間を延長する第三十一条第三項の許可(第十三条第八項又は第二十七条第八項において準用する第二十五条第二項又は第三十一条第一項若しくは第三項の規定による許可を含む。)を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
(権限の委任)

第七十二条 この法律に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方入国管理官署の長又は日本国領事官等に委任することができる。
(省令への委任)

第七十三条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

第十二章 罰則

第七十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は十以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して本邦に入つた者

二 第五条の規定に違反して本邦に上陸した者

三 仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したもの又は第十四条第三項の規定に違反して呼出しに応じないもの

四 第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

五 第二十六条第一項に規定する者で、在留資格取得許可を受けることなく同項に規定する期間を経過した後本邦に残留するもの

六 在留期間(第二十五条第四項の出国猶予期間を含む。)を経過した後本邦に残留する者又は在留資格変更許可を受けることなく第二十四条に規定する期間を経過した後本邦に残留する者

七 第十三条第二項又は第二十七条第二項に規定する期間(第十三条第八項又は第二十七条第八項において準用する第二十五条第二項の規定による許可を受けた場合に於ては、延長された期間)を経過した後本邦に残留する者

八 一時上陸の許可に係る上陸の期間を経過した後本邦に残留する者

第七十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反して同条に規定する活動をもつばら行なつた者

二 第二十九条又は第五十九条の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者

第七十六条 第十四条第七項若しくは第四十八条の收容令書又は退去強制令書によつて身体を拘束されている者で、逃走したものは、一年以下の懲役又は五以下の罰金に処する。

第七十七条 第二十条第一項の規定による命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五以下の罰金に処する。

第七十八条 第七十四条から前条までの罪を犯した者には、懲役又は禁錮及び罰金を併科することとができる。

第七十九条 第十九条の規定に違反して同条に規定する活動を行なつた者は、五以下の罰金に処する。

第八十条 次の各号の一に該当する者は、三以下の罰金に処する。

一 第十一条第四項(第四十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による命令に違反して出頭せず、又は第十一条第四項の規定による宣誓若しくは証言を拒み、若しくは虚偽の証言をした者

二 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して旅券等を携帯せず、又はその提示を拒んだ者

第八十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万以下の過料に処する。

一 第五十三条第一項の規定に違反して通報せず、若しくは同条第二項の規定に違反して入出港届を提出しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して名簿を提出せず、若しくは虚偽の記載をした名簿を提出した者

二 第五十四条の規定に違反して報告しなかつた者

三 第五十六条の規定に違反して上陸すること防止しなかつた者

四 第五十七条の規定に違反して送還を怠つた者

五 第五十八条の規定に違反して指示に従わなかつた者

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(出入国管理令の廃止)

第二条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)は、廃止する。

(在留資格に關する経過措置)

第三条 この法律(以下「新法」という。)の施行の際現に前条の規定による廃止前の出入国管理令(以下「旧令」という。)第四条第一項各号に掲げる者のいづれか一に該当する者(旧令第四条第一項第十六号に該当する者については、同項第五号、第十号から第十二号まで又は第十五号に係る者のうち、短期間本邦に在留しようとする者に限る。)としての在留資格を有する者は、新法の規定の適用については、それぞれ旧令の規定による在留資格に対応する新法の規定による在留資格を有する者とみなす。

定による在留資格を有する者とみなす。新法の施行の日以後において附則第五条又は第十条の規定によりこれらの旧令の規定の例による在留資格を有することとなつた者についても、同様とする。

2 前項の場合において、旧令第四条第一項第五号から第十三号まで又は第十六号に該当する者(同項第十六号に該当する者のうち、同項第十五号に係る者を除く。)としての在留資格は、政令で定めるところにより、当該各号に規定する活動(同項第十六号については、同項第五号又は第十号から第十二号までに規定する活動)に対応する新法第三条第一項第四号から第十一号までに掲げる活動を行うことができる者としての新法の規定による在留資格に対応するものとする。

3 旧令第四条第一項第五号から第十三号まで又は第十六号に該当する者(同項第十六号に該当する者のうち、同項第十五号に係る者を除く。)としての在留資格を有する者で、第一項の規定により新法の規定による在留資格を有する者とみなされたものについては、旧令の規定による在留期間が満了する日までの間、新法第十九条中「在留活動」とあるのは、「その者の附則第二条の規定による廃止前の出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の規定による在留資格に属する者の行なうべき活動」とする。

4 新法の施行の際現に旧令第四条第一項第十五号又は第十六号に該当する者としての在留資格を有する者で、第一項の規定により新法第三条第一項第十四号に係る在留資格を有する者とみなされたもののうち、旧令の規定による在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつていないものに関する新法第二十四条の規定の適用については、新法の施行の日に従条に規定する事由が生じたものとみなす。

5 第一項の規定により新法の規定による在留資格を有する者とみなされた者の新法の規定による在留期間は、旧令の規定による在留期間が満

了する日までの期間（旧令第四条第二項第二号に該当する者としての在留資格を有する者については、新法の施行の日から一年を経過する日までの期間）とする。

6 新法の施行の際現に旧令の規定による在留資格を有する者で、第一項に規定する者以外のものは、新法第三条第一項第十六号に係る在留資格を有する者として本邦に在留することができ、新法の施行の日以後において附則第五条の規定による旧令の規定の例による在留資格を有することとなつた者で、第一項後段に規定する者以外のものについても、同様とする。

7 前項に規定する者の新法の規定による在留期間、旧令の規定による在留期間が満了する日までの期間とする。

8 第六項に規定する者で、新法の規定による在留資格を決定することができるもの（新法第三条第一項第十六号に係る在留資格を決定することができ、新法第二十五号の規定は、適用しない。）（旧令の規定に基づく処分又は手続の効力）

第四条 新法の施行の日前に旧令（これに基づく命令を含む。附則第十三条を除き、以下同じ。）の規定（旧外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第十六条第二項において準用する場合を含む。）によつてした証明書の交付若しくはその申請、指定、許可若しくはその申請又は退去強制令書の発付その他の処分又は手続で新法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、新法の相当の規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（上陸の手続に関する経過措置）
第五条 新法の施行の際現に旧令第六条第二項に規定する上陸の申請をしている者に関する旧令第三章第一節から第三節まで（第十條第八項及び第十一條第五項を除く。）の規定に係る事項（これらの事項に係る罰則の適用を含む。）に

ついては、なお従前の例による。この場合において、旧令の規定中「特別審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長又は法務大臣の指定する入国審査官」と、「主任審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長」とする。

（上陸許可の要件に関する経過措置）
第六条 旧令第四条第五項の許可があつたことを示す書類を所持している者については、新法第六条中「各号（第十五号を除く。）」とあるのは「各号」とする。

2 旧令第五条第一項第六号又は第八号の規定に該当して上陸を拒否された者は、新法第七条第一項第十号の規定の適用については、それぞれ同項第八号又は第九号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができず、新法第十五条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者とみなす。

（事前認定に関する経過措置）
第七条 新法第九条の規定は、新法の施行の日から三月を経過する日までの間に新法の規定による上陸許可の申請をする者（旧令第四条第三項に規定する者を除く。）については、適用しない。（退去命令に関する経過措置）
第八条 旧令第十条第七項の規定による認定に服した者及び主任審査官が旧令第十一条第三項の規定により受けた異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知に係る者のうち、新法の施行の日前に旧令第十条第八項又は第十一条第五項の規定による退去を命ぜられた者以外の者は、新法第十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する外国人で、新法の施行の日と同項各号の一に該当するに至つたものとみなす。

2 附則第五条に規定する者で、旧令第十条第七項の規定の例による認定に服したものと又は地方入国管理官署の長が旧令第十一条第三項の規定の例により受けた異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知に係るものは、新法第十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する外国人で、当該認定に服した日又は当該通知を

地方入国管理官署の長が受けた日に同項各号の一に該当するに至つたものとみなす。

（在留資格の取得に関する経過措置）
第九条 新法の施行の際現に旧令第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留している者に関する新法第二十六条の規定の適用については、旧令第二十二条の二第二項に規定する事由が生じた日に新法第二十六条第一項に規定する事由が生じたものとみなす。

（永住許可に係る申請に関する経過措置）
第十条 新法の施行の際現に旧令第四項第五項の規定による永住許可の申請又は旧令第二十二條の二の規定による旧令第四項第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしている者に関する当該申請に係る許可については、なお従前の例による。

（退去強制等に関する経過措置）
第十一条 旧令第二十四条各号の一に該当する者（旧令附則第四項の規定により旧令第二十四条第一号に該当する者とみなされた者を含む。）及び旧外国人登録令第三条の規定に違反した者に対する退去強制及び特別在留許可については、旧令第二十四条各号の一又は旧外国人登録令第三条に対応する新法第三十三條各号の一に掲げる者に該当するものとみなして、新法の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、新法の施行の際現に旧令第五章第二節の規定（旧外国人登録令第十六條第二項において準用する場合を含む。）により収容されている外国人又は同章第三節の規定（旧外国人登録令第十六條第二項において準用する場合を含む。）による手続が行なわれている外国人に関する旧令第五章第一節から第三節まで及び第五節中収容令書の発付を受けている者に係る部分の規定に係る事項（これらの事項に係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、旧令の規定中「特別審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長又は法務大臣の指定する入国審査

官」と、「主任審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長」と、「第五十一條の規定による退去強制令書」とあるのは「出入国法（昭和四十八年法律第 号）の退去強制令書」とする。

3 前二項に規定する外国人に対する退去強制は、その者に係る容疑事実が新法第三十三條各号の一に掲げる要件に該当する場合に限り、するものとする。

（送還の義務に関する経過措置）
第十二条 旧令第十条第八項又は第十一条第五項の規定による退去を命ぜられた者に関する旧令第五十九條（第一項第二号及び第三号を除く。）の規定に係る事項（これに係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。

2 旧令第二十四条各号の一に該当したことを理由として退去を強制される者については、新法第五十七條第一項第二号中「第三十三條第三号から第五号まで又は第九号に該当することを理由として同条」とあるのは「附則第二條の規定による廃止前の出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧令」という。）第二十四條第五号又は第六号に該当することを理由としてこの法律」と、同項第三号中「第三十三條第一号又は第二号に該当すること」とあるのは「旧令第二十四條第一号から第三号までの規定に該当すること」と、「同条」とあるのは「この法律」と、「第四條第一項又は第五條の規定に違反して」とあるのは「旧令第三條若しくは第九條第五項の規定に違反して、又は旧令第三章第四節の規定による許可を受けないう」と、同項第四号中「第七條第一項各号」とあるのは「旧令第五條第一項各号」と、「第三十三條」とあるのは「この法律」とする。

（入国審査官及び入国警備官に関する経過措置）
第十三条 旧令の規定に基づく入国審査官及び入国警備官は、それぞれ新法の規定に基づく入国審査官及び入国警備官となるものとする。（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する

る件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正)

第十四条 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十六号。以下「法律第二百二十六号」という。)の一部を次のように改正する。

題名中「措置」を「措置等」に改める。

第二条の見出し中「経過規定」を「経過規定等」に改め、同条第六項中「出入国管理令第二十二條の二第二項」を「旧出入国管理令第二十二條の二第二項又は出入国法(昭和四十八年法律第 号)第二十六條第一項」に改める。

(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の一部改正)

第十五条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百十六号。以下「法律第四百十六号」という。)の一部を次のように改正する。

題名中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

第一条第一項中「(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める本邦をいう。)」を削る。

第六条第一項中「出入国管理令第二十四条」を「出入国法(昭和四十八年法律第 号)」

第三十三條に改め、同条第三項中「出入国管理令第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十二條

第一項並びに第六十三條第一項中「第二十四條各号」を「出入国法第二十七條第一項及び第五項、第四十二條第一項、第三項及び第五項並びに第四十八條第一項、第五項及び第十項中「第三十三條各号」とあり、同法第三十四條中「前

条各号(第四号を除く。以下同じ。)」に「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

第七条(見出しを含む)中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。

(法律第二百二十六号の適用を受ける者等の再入国の許可等に関する経過措置)

第十六条 附則第十四條の規定による改正後の法律第二百二十六号第二條第六項の規定により本邦に在留する者は、新法第二十二條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項及び第二項並びに第三十三條第十二号から第十四号までの規定の適用については、永住者とみなす。この場合

においては、第三十二條第二項中「最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて」とあるのは「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置等に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二條第六項の規定により」とする。

2 新法第二十二條及び第二十三條の規定は、前項に規定する者が新法第三條第一項第十五号に係る在留資格の取得を希望する場合について、新法第二十六條第二項及び第五項から第七項までの規定は、これらの者が同号に係る在留資格以外の在留資格の取得を希望する場合について準用する。

3 前項において準用する新法第二十三條第一項又は第二十六條第五項の規定による許可については、新法第二十八條第一項中「この節(第二十五條第二項については、第十三條第八項において準用する場合を含む)に規定する許可」とあるのは「附則第十六條第二項において準用する第二十三條第一項又は第二十六條第五項の規定による許可」と、前項において準用する新法第二十三條第一項の規定による許可を受けた者について、新法第二十七條第一項中「永住許可」とあるのは「永住許可(附則第十六條第二項において準用する第二十三條第一項の規定による許可を含む。)」とする。

4 法律第二百二十六号の施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留する外国人(旧令第五十條第一項又は新法第二十七條第一項の許可を受けた者を除く。以下「出生の時にその父母のいずれか一方が次の各号の一に該当するものは、新法の規定の適用については、新法第三條第一項第十六号に掲げる者のいずれか一に該当するもの(以下「永住者の家族」という。))とみなす。

一 法律第二百二十六号第二條第六項の規定により本邦に在留する者

二 第二項において準用する新法第二十三條第一項の規定による許可を受けている者

三 法律第二百四十六号第一條の許可を受けている者で、当該許可を受ける際法律第二百二十六号第二條第六項の規定により本邦に在留していたもの

5 前項に規定する者については、再入国の許可を受けている場合における新法第七條第一項第一号から第三号まで並びに第二十條第一項、第三十三條第十二号から第十四号まで及び第七十一條中在留延長許可に係る部分の規定を適用しない。ただし、新法第三條第一項第十六号に係る在留資格以外の在留資格を有することとなつた後は、この限りでない。

6 本邦で出生し、引き続き本邦に在留する外国人(旧令第五十條第一項又は新法第二十七條第一項の許可を受けた者を除く。以下「出生の時にその父母のいずれか一方が第四項に規定する者に該当するものは、新法の規定の適用については、永住者の家族とみなす。)

7 前項に規定する者については、新法第七十一條中在留延長許可に係る部分の規定を適用しない。ただし、新法第三條第一項第十六号に係る在留資格以外の在留資格を有することとなつた後は、この限りでない。

8 第一項又は第四項に規定する者の配偶者は、新法の規定の適用については、永住者の家族とみなす。

(法律第二百四十六号第一條の許可を受けている者の再入国の許可等に関する経過措置)

第十七條 法律第二百四十六号第一條の許可を受けた

ている者は、新法第二十條第一項、第三十一條第一項並びに第三十二條第一項及び第二項の規定の適用については、永住者とみなす。この場合においては、第三十二條第二項中「最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて」とあるのは「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国特別法(昭和四十年法律第二百二十六号)第一條第一項の規定により」とする。

2 本邦で出生し、引き続き本邦に在留する外国人(旧令第五十條第一項又は新法第二十七條第一項の許可を受けた者を除く。以下「出生の時にその父母のいずれか一方が前項に規定する者(前条第四項第三号に掲げる者を除く。))に該当するものは、新法の規定の適用については、永住者の家族とみなす。

3 第一項に規定する者の配偶者は、新法の規定の適用については、永住者の家族とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第十八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号七の二中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に、別表第四第二号七の二中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第十九條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の十第一項中「出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を」を「出入国法(昭和四十八年法律第 号)の規定により退去を強制される者を一時」に改める。

(外国人登録法の一部改正)

第二十條 外国人登録法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「出入国管理令(昭和二十六

年政令第三百十九号」を「出入国法（昭和四十八年法律第 号）」に、「寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可及び水難による上陸の許可」を「又は一時上陸の許可」に改め、同条第二項中「出入国管理令第二条第五号」を「出入国法第二条第四号」に改める。

第三条第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に、「六十日」を「九十日」に、「出入国管理令第三章に規定する上陸の手続」を「同法第三章の規定による上陸に関する手続」に、「三十日」を「六十日」に改める。

第四条第一項第十号中「出入国管理令」を「出入国法」に改め、同項第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四 在留資格（出入国法に定める在留資格をいう。以下同じ。）

十五 在留期間（出入国法に定める在留期間（同法第十三条第二項又は第二十七条第二項に規定する期間を含む。）をいう。以下同じ。）

第十二条第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に、「出入国管理令に定める」を「同法に定める」に改める。

第十二条の二第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に改める。

第十三条第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。

第十四条第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に、「在留期間の更新」を「在留の延長」に改め、同条第三項中「在留期間の更新」を「在留の延長」に改める。

（外国人登録法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 前条の規定による改正後の外国人登録法第三十一条の規定にかかわらず、新法の施行の日前に本邦に入つた者、本邦において外

国人となつた者又は出生その他の事由により旧令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつた者の登録の申請（これに係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、新法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第二十三條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における出入国に関する状況等にかんがみ、これらの状況に即応して、出入国管理令を廃止し、新たに本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理するための法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中（伊）国務大臣 出入国法案につきましては、数々の御配慮をいただきましてたいへん感謝に存じます。

提案理由の説明を申し上げます。

現行の出入国管理令は、昭和二十六年にいわゆるボツダム政令として制定されたものであります。最近におけるわが国の国際的地位の目ざましい向上、国際交流ないし国際旅行の急激な活発化及び航空機の大規模化、高速化等に伴い、出入国者が飛躍的に増加しており、かつ、その大半を占める短期の外国人旅行者についての上陸手続の複雑に対する国際的非難が高まっております。その手続の早急な簡易化に関する国際的要請がきわめて強くなっておりますのみならず、在留資格ないし在留活動の拡大または合理化についての内外の要望も強くなっております。他面在留外国人についての在留管理に多くの改善すべき点があるので、これらの要請に必要にこたえるため、現行法を緊急に

改める必要があると存じます。

この法律案は、このような観点から、現行の出入国管理令を廃止し、今日の諸情勢に対応できるわが国にふさわしい出入国制度を確立しようとするものであります。

次に、この法律案による改正のおもな点について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、わが国を訪れる外国人の大部分が、九十日以内の短期の滞在を目的とし、しかも観光以外の用務によるものが著しくふえてきておるにもかかわらず、現行の出入国管理令では、短期滞在者の在留資格が観光客に限られておるために、観光以外の用務による短期滞在者の入国手続がきわめて煩瑣であるので、これを改めるために、観光客のほか、スポーツ、親族訪問、見学、業務連絡などの目的で短期訪問する外国人の在留資格を新たに設けることといたしました。これらの者の出入国手続を簡素化して、いわゆる航空機時代に即応した迅速な手続をとり得るよういたしましたこととあります。

第二は、査証を必要としない一時上陸の制度、すなわち、来日する外国人が臨時観光その他の一時的用務のため上陸を希望する場合に船長または運送業者の申請に基づきまして一時的な上陸を許可する制度でございますが、この現行の出入国管理令では、全般的に船舶中心のたてまえである上、わが国に入国をいたしましたときと同一の船舶等によりまして出国する場合に限定をしております。不便不都合を改めまして、航空機の乗員・乗客に同一の考慮を払うとともに、航空機等を利用するに当たっての考慮を払うことも許可がなされることといたしまして、その対象範囲を大幅に広げ、かつ、上陸を許可する期間を長くしまして、国際旅行の途中短時日の日本観光等を希望する外国人の出入国を容易にいたしました点でございます。

第三は、在留資格を一定の身分または活動によつて定めることを明らかにするとともに、在留資格制度が活発化する経済活動や国際交流に対応できるように活動の範囲を拡大することとし、他

面国民の職域等に影響を及ぼす外国人の在留活動に適切に対処できるよう調整をはかったこととでございます。

第四に、現行の出入国管理令では、限られた在留資格についてののみ、その変更が認められておるのを改めまして、在留資格を有する者すべてについて、その変更を認めることができるようにいたしましたほか、在留の延長の許可ができない場合でも出国準備のために六十日間までの在留はこれを認め、出国猶予期間の制度、これを無国籍者等の旅券を取得できない特別の事情のある外国人に對して旅券にかわり得る在留外国人身分証明書を発給する制度などを設けて、在留外国人の利便をはかるようにいたしました。

第五は再入国許可制度を改めまして、数次有効の再入国の許可ができますようにするとともに、外国において再入国の許可の有効期間を延長することができるようにして、再入国の許可を受けて出国した者の外国における長期滞在を可能にしたのでございます。

第六は、日本国の機関が決定をいたしました政策の実施に反対をする公開の集会等を主催するなど、外国人として当然慎むべき一定の政治活動をした者に対しても、まず中止を命じまして是正をはかることができるように配慮をいたしました。この程度の規制は、主権国として当然の措置というべきであると信じます。

第七は、重要な犯罪について訴追されているなどの外国人について、関係機関から通知があったときは、一定時間出国確認の手続を留保してその国外逃亡を防ぎ、刑事手続等が適正に実行できるようにすることといたしましたのでございます。

第八は、退去強制事由に該当した外国人に對しまして法務大臣が与える特別在留許可の制度でございますが、これは現行の出入国管理令のもとでは、必ず退去強制手続を進め、異議の申し出がなされた上で法務大臣が裁決する場合でなければできないことになっておるのでございますが、煩瑣でありますのみならず、不合理でありますので、こ

れを改めて、違反調査の前でありまして、また退去強制令書の発給後でありまして、どのような段階でも、特別在留許可を与え得るようにするとともに、地方入国管理官署の長は法務大臣に特別在留の許可を申請することができるようにして、退去強制該当者の行政救済面の充実拡大をはかったこととされています。

第九は、現行の出入国管理令では、退去強制手続を進める場合には容疑者を必ず収容しなければならぬ、身柄を収容しなければならぬこととしておることを改めて、退去強制事由が明らかで逃亡のおそれがある場合に限りして容疑者を収容することとするともに、収容できる期間も短縮しまして、より一そう人権尊重をはかったこととされています。

第十は、退去強制令書が発付された者について、現行の出入国管理令では、その者の本国に向け直ちに強制送還すべきたてまえとなつておるのを改めて、退去強制令書発付後十五日間は、入国警備官による送還を差し控え、退去を強制される者が自費でみずからの希望する地域に向けて退去することができるいわゆる任意退去を優先させることとし、また、入国警備官による強制送還の場合、本国以外の国への送還は、現行の管理令では、本国に送還することができないときのみ限られておるのを、さらに本国へ送還することが適当でない認められる事情があるときでも、本国以外の国に送還することができるようになり、また、その送還先の決定についても、本人の希望する国を優先させることとしたこととされています。現行制度の硬直性を改めることにいたしましたのであります。

第十一は、戦前から引き続きわが国に居住する朝鮮人、台湾人及びこれらの子につきましては、長年わが国に在留してわが国社会に定着している特殊性を考慮いたしまして、永住者と同様に、精神障害者、麻薬中毒者、らい病患者または公共の負担になっている者であることを理由としてこれらの者の退去強制をしないことを明文で規定をい

たしましたほか、中止命令の対象となる政治活動の規制事項を適用しないこととするなど種々の特例を設けまして、一般外国人に比べて優遇措置を講ずることとしたのであります。

なお、この法律案は、諸外国における立法例、内外における出入国行政の運用例等、広範囲にわたる検討の上成案を得たのでありますが、今回は、さらにこれまで三回にわたつて国会に提出をいたしました法律に関し、各界から寄せられた御意見について十分検討いたしました結果に基づいて修正を加えて種々の改善をはかりました上で、あらためてここに国会に提出いたしました次第でございます。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決をいただきますようお願い申し上げます。

○中垣委員長 引き続き本案について補足説明を聴取いたします。法務省吉岡入国管理局長。

○吉岡政府委員 大臣の説明を補足いたしまして、出入国法案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

附則を含めると百条余りにのぼる法案でございます。また手続的な規定を多く含んでおりますので、現行の出入国管理令と比較いたしました上で、改正したおもな事項に重点を置いて説明をさせていただきます。

なお事務局から、なるべく簡潔にという御注意がございましたので、お手元に差し上げました資料に基づきながらも、多少省略させていただきますことをあらかじめ御了承願いたいと存じます。

まず第一の柱は、外国人の出入国手続の簡易化でございます。

その一つは、短期滞在者の出入国手続の簡素化でございます。わが国を訪れる外国人の大部分が、九十日以内の短期の滞在を目的とし、しかも観光以外の用務によるものが著しく増加しておりますにもかかわらず、現行の出入国管理令では、短期

滞在者の在留資格が観光客に限られておるため、観光以外の用務による短期滞在者の入国手続がきわめて煩瑣でございますので、現行令第四条第一項第四号の観光客にかえまして、第三条第一項第十三号において、観光のほか、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習もしくは会合への参加または業務連絡の目的その他これらに類似する目的で短期間本邦に滞在する者の在留資格を設けまして、いわゆる短期滞在者というものの範囲を拡大しまして、その上陸手続の簡素化をはかることといたしました。この短期滞在者の在留期間は現行の六十日にかえまして、政令で九十日間を予定しておる次第でございます。

その二は、査証を必要としない一時上陸の許可を受け得る対象者の範囲の拡大でございますが、第十六条は、査証を必要としない「一時上陸」について規定しておるものでございまして、現行令第四条第一項第三号及び第十四条から第十八条までの規定を整理したものでございますが、この法律案では、現行令が全般的に船舶の乗客、乗員の上陸を中心としているほか、わが国に入国したときと同一の船舶等により出国する場合に限定して一時上陸を許可することとしておる不都合を改めて、航空機の乗員・乗客にも同一の取り扱いをするともに、航空機等を利用する出国しよるとする場合にも許可できることとしたこととしまして、一時上陸を許可できる場合を大幅に拡大し、かつ、上陸を許可する期間を長くいたしました。国際旅行の途中短時間の観光等を希望する外国人の一時上陸を容易にすることにございまして、出入国手続の簡易化の国際的要請に際することといたしました。すなわち、同条第一項におきましては、現行令がその第十四条から第十六条まで、及び第四条第三号に規定をしておりました「寄港地上陸」、「観光のための通過上陸」、「船舶上陸」及び「査証を必要とする通過客」を一つにまとめまして、入国審査官は、乗員または通過者が、船舶もしくは航空機を乗りかえるため、または臨時観光その他の一時的用務のために、出入国港の周

辺に上陸する場合にあっては七日、他の出入国港におもむく場合にあっては十五日をこえない範囲内で、船舶もしくは航空機の長または運送業者の申請に基づいて一時上陸を許可することができることとしたことといたしました。

第二の柱といたしましては、外国人の在留制度の改善でございます。

その一つは、時代の要請にこたえる在留資格制度の確立でございます。第三条は、在留資格及び在留期間について規定しておりますが、同条第一項においては、在留資格、すなわち外国人が、特定の身分を有する者または特定の活動をする者ができる者として本邦に在留することができ、資格について規定しておりますが、在留資格制度を、広く経済、文化、スポーツ等の各分野における国際交流に対応することができるようになるとともに、国民の職域等に悪影響を及ぼさないように配慮し得るよう改めまして、わが国において在留を認める外国人の身分または活動を列挙いたしました。外国人に入国、在留を認める場合には、その身分によつて、または一もしくは二以上の活動をもつて在留資格を決定することとしたこととしまして、同条第二項におきましては、外交官等及び永住者以外の在留期間は、三年の範囲内で政令で定めることとしたことといたしました。

その二は、在留資格の変更について改めたこととでございます。第二十二條は、「在留資格の変更」について規定したものでございまして、現行令第二十條に相当しますが、現行令では、在留資格の変更が認められるのは、商用活動者など一定の在留資格を有する外国人に限られておるのを改めて、いかなる在留資格を有する外国人も、相当の理由があるときは、すべて、他の在留資格への変更ができることとしたことといたしました。

その三は、出国猶予期間の新設でございます。第二十五條は、在留の延長が認められない場合でございまして、出国準備のため六十日の範囲内で出国猶予期間を定めまして在留を許可できるこ

とし、やむを得ない不法残留の生じないようにしたものでございます。

その四は、在留外国人身分証明書発給制度の新設でございます。第二十八条は、「在留外国人身分証明書」につきましての新設規定でございますが、無国籍者等旅券を取得できない特別の事情のある外国人に対して、本法の適用上旅券にかわり得る在留外国人身分証明書を発給し得る制度を設けました。

その五は、再入国許可制度の改善でございます。第三十一条は、「再入国の許可」について規定したものでございますが、必要があると認めるときは、その許可を数次再入国の許可とすることができるといたしました。それから第三項及び第四項は、新設の規定でございますが、再入国の許可を受けて出国中の人が、その有効期間内に再入国できない相当の理由があるときは、一年をこえない範囲で有効期間の延長を許可することができることといたしまして、その事務を日本国領事官等に委任することといたしました。

その六は、政治活動に対する規制の法制化でございますが、第二十条に、「中止命令」について規定を新設いたしました。外国人として在留国においては当然慎んでもらわなければならない一定の政治活動をした者に対して、まずその行為の中止または反復禁止の命令を発し、その是正を求め、これに従わないときに処罰または退去強制の手続を進めることといたしました。

第一項においては、地方入国管理官署の長は、日本国の機関、すなわち国会、内閣及びその統轄下にある各省等において決定いたしました政策の実施に反対する公開の集会もしくは集団示威運動を主催または指導をした外国人、あるいは、公衆に對して、日本国の機関において決定した政策の実施に反対することを扇動する演説、文書図画の頒布等を行なった外国人に對して、書面をもつて、その行為の中止または同種行為を反復しないことを命ずることができることといたしました。ただし、永住者はその地位にかんがみまして

この中止命令等の規制の対象外といたしました。

第二項におきましては、地方入国管理官署の長が右の政治活動をした外国人に對し中止命令等を発する場合に、手続を慎重にするために法務大臣の承認を要することといたしました。

第三の柱は、退去強制手続の合理化でございます。その一つは、收容の手続を改めたことであります。第四十八条は、「收容令書による收容」について規定したものでございますが、現行令第三十九条ないし第四十三条並びに第四十七条第一項、第四十八条第六項及び第四十九条第四項の規定に相当いたしますが、現行令では、退去強制手続を進めるには、必ず容疑者を收容しなければならぬとしてゐるのを改めまして、外国人の人権尊重により一そうの配慮をする趣旨から、容疑者が退去強制事由に明らかに該当し、かつ、逃亡し、または逃亡のおそれがあるときに限って收容することができるといたしましたとともに、收容期間も現行令の六十日以内を四十日以内に短縮いたしました。かつ、收容の事実を被收容者の指定する在留者に通知しなければならないことといたしました。

その二は、特別在留許可制度を改めまして、退去強制事由該当者の行政救済面の充実拡大をはかったこととございます。第二十七条は、法務大臣の「特別在留許可」について規定したものでございますが、現行令においては、法務大臣による特別在留許可の認められますのは、退去強制の手続が行なわれ、異議の申し出をした場合に限り、おのれを改めまして、特別に在留を許可すべき事情があるときは、いつでも与えることができることといたしました。すなわち、法務大臣は、退去強制事由に該当する外国人であつても、その者が日本人の親族でその扶養を受けているものであるとき、本邦に本籍を有したことがあるとき、永住の許可を受けていた者であるとき、その他特別に在留の許可を受けるべき事情があるときは、いつでも特別在留許可をすることができると

いたしました。さらに本人の救済をはかるため、地方入国管理官署の長も特別在留許可の上申をすることができるといたしました。

なお、退去強制手続が進められなかった場合でも、法務大臣が異議の申出を理由がないと裁決いたしました場合には、特別在留許可をすることがどうかの判断をしなければならないことを明らかにいたしました。

その三は、任意退去を優先させる制度の採用でございます。第四十六条は、「退去強制令書の執行」について規定したものでございますが、任意退去にはすべて許可を必要とする現行令第五十二条の制度は、外国人の人権尊重の精神から、これを改め、退去強制令書の執行当初において、十五日以内は、本人が希望する国へ向けみずから国外退去をすることについて許可を要しないことといたしました。その間、入国警備官による送還を行なわなければならないことといたしました。なお、十五日を経過した後におきましても、地方入国管理官署の長は、任意退去を許可することができるとなっております。

その四は、退去強制者の送還先について特別の配慮をしたこととございます。第四十五条は、「送還先」について規定したものでございますが、外国人の人権尊重の精神から、現行令の規定しております本邦送還の原則を緩和いたしました。すなわち、強制送還先は、まず、退去強制される者の国籍または市民権の属する国といたしますが、本邦に送還することが不可能な場合に限り、本邦に送還することが適当でない相当の事情がある場合にも、本邦以外の国に送還できるといたしました。その場合、本人の希望する国を送還先に指定しなければならないこと、その者が希望する国を申し出ないとき、または希望する国に送還できないときは、本人の意思をできる限り尊重して、親族が居住している国その他の国を送還先とすることができるといたしました。さらに、地域を特定いたしました送還先とすることができるときは、その地域を送還先とすることができ

ことといたしました。これらの規定によりまして、いわゆる政治的亡命者についても妥当な取り扱いがなされるように配慮いたしました。

第四の柱は、出入国管理行政事務の改善でございます。

その一つは、船舶または航空機の乗員に対する配慮をしたこととございます。

その二は、日本人の出帰国手続の迅速化をはかり得るようにしたことであります。第五十九条は、本邦外の地域におもむく意図をもつて出国しようとする日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において入国審査官から出国の確認を受けなければならないことといたしました。第六十条は、本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないことといたしました。現行令第六十条及び第六十一条で出国の証印または帰国の証印としておのれを出国の確認または帰国の確認といたしましたのは、手続の簡素化を考慮に入れたものでございます。

その三は、重要犯罪人の国外逃亡防止をはかり得ることとしたことであります。第三十条は、諸外国の例にならぬとして、外国人の「出国確認の留保」について新設したものでございますが、重要犯罪を犯した疑いのある外国人の国外逃亡を防止するため、死刑、無期もしくは長期三年以上の懲役、禁錮にあたる罪につき訴追されておる者等につきまして関係機関から通知を受けておるときは、二十四時間を限りまして、その者について出国の確認を留保することができるといたしました。出国の確認を留保したときは、通知をした機関にその旨を通報しなければならぬことといたしました。この二十四時間の期間内に司法機関等が刑事手続等を適正に実行し得るよういたしました。

その四は、被收容者の処遇について配慮したこととございます。第七十条は、收容令書または退去強制令書により收容されております者の処遇に関する規定でございます。現行令第六十一条

の七に相当しますが、新たに、被收容者の本國政府の外交官もしくは領事官または代理人もしくは弁護人である弁護士と被收容者との間の面会または通信については制限等をしてしないこと、及び被收容者から処遇に關して不服の申し出があつた場合には処理結果を申し出人に告知することを明文化いたしました。

最後に第五の柱は、戦前から引き続きわが國に居住する朝鮮人、台灣人及びこれらの子につきまして、その在留の経緯、特殊性を十分考慮いたしまして、種々の特例を設け、一般外國人に比べ優遇措置を講じたこととございます。

附則第十四条は、昭和二十七年法律第二百六号の一部改正について規定いたしました。同法第二条第六項に該当する者、すなわち戦前から引き続きわが國に在留する朝鮮人及び台灣人とそれらの者の子で平和条約発効の日までに出生した者、これらの者は以下法一二六―一二六該当者と申し上げますが、この法一二六―一二六該当者は、同条約発効の日から意思にかかわらずなく日本國籍を喪失した特殊性にかんがみまして、同条項により、在留資格を有することなく本邦に在留することができるとされてきたのであります。これらの人々は、この法律の施行後も引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができるといたしております。

附則第十六条は、法一二六―一二六該当者及びその子についての優遇措置等を規定したものでございます。

第一項におきましては、法一二六―一二六該当者は、政治活動の中止命令等、再入國及び退去強制に關しては、永住者と同様に扱うこと、すなわち、中止命令等の規定は適用せず、また、らい患者、精神障害者、覚せい剤の慢性中毒者もしくは麻薬中毒者または貧困者等公共の負担となるおそれのあるものであることを、退去強制事由とせず、また再入國に際しましての上陸拒否事由としないことといたしまして、第二項及び第三項におきましては、法一二六―一二六該当者が永住資格

その他の在留資格の取得を希望いたしますときは、永住その他の在留資格を取得できる道を開きました。

第四項及び第五項におきましては、法一二六―一二六該当者の子として出生した者につきまして、その範囲を明確にするともに、これらの人々は、終始出生時の身分を維持することができるとは、この法律の適用上永住者の家族とみなし、したがって資格外活動の規制を受けないことを明らかにいたしました。また、その親と同じく、政治活動の中止命令等の適用を除外いたしまして、退去強制事由及び再入國に際しての上陸拒否事由につきましても、その一部の適用を除外することとした。また、在留の延長申請の手数料を免除することと規定いたしました。

第六項及び第七項におきましては、右の者の子として出生した者につきましては、終始出生時の身分を維持することができるとは、この法律の適用上永住者の家族とみなし、したがって資格外活動の規制を受けないこととするともに、在留の延長申請の手数料を免除することとした。

第八項におきましては、法一二六―一二六該当者及びその子の配偶者は、いずれもこの法律の適用上、永住者の家族とみなすことを規定いたしまして、したがって資格外活動の規制を受けないことを明らかにしております。

附則第十七条は、出入國管理特別法の規定によりまして永住の許可を受けている者、すなわち日韓協定による永住者に対するこの法律の適用について規定いたしまして、政治活動の中止命令等の適用除外、再入國の際の上陸拒否事由の一部適用除外及びその家族の取り扱いを、法一二六―一二六該当者と同様に規定しました。

以上でございますので、本法案につきましてすみやかな御審議をいただきまして、本法案の成立をお願いいたします。次第でございます。

○中垣委員長 これにて提案理由の説明は終わります。

ました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、来たる十五日火曜日午前十時理事会、午前十時十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

昭和四十八年五月二十二日印刷

昭和四十八年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局